

■■■■■■■■■■注意事項)読み始めに際し、必ず確認いただき■■■■■■■■■■
このドキュメントは電子政府(e-Gov)にて規定されているpublic commentの意見提出フォームに則った意見投稿を目的とし、当該公募要領[案件番号595224023 所管省庁・部局名等 経済産業省イノベーション・環境局GXグループ資源循環経済課 受付開始日時2024年7月12日18時0分 受付締切日時2024年8月12日0時0分]にリンクされた原文(PDF)から図版を除くテキスト部分を抽出して、Microsoftのwordにあるコメント機能を利用し、作成しております。変換時に改行やフォント文字化けなどが発生している場合がありますので、閲覧ご利用の際は、必ず担当省庁発表の原本を参照ください。またコメント内の文章を元に意見書として提出した文章は、構成と推敲により、細部は同一ではありません。また文責は平田耕一に帰属し、意見発信者の権利・義務は執筆者が保持しています。

■■■■■■■■■■ご確認ご了承の上活用ください■■■■■■■■■■

成長志向型の資源自律経済戦略の
実現に向けた制度見直しに関する
中間とりまとめ(案)

I.我が国の循環経済を巡る動向

1.サーキュラーエコノミーへの転換の必要性

我が国は、1999年7月に策定した「1999年循環経済ビジョン」や2000年に成立した「循環型社会形成推進基本法」に基づき、いち早く循環型社会への移行に取り組んできた。1990年代後半に、最終処分場の逼迫や資源制約等の課題への対応が喫緊の課題となっていたことから、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから、循環経済システムに転換することを目指し、従来のリサイクル対策の強化に加え、省資源化や長寿命化による廃棄物の発生抑制(リデュース)対策と製品・部品の再使用(リユース)対策を含む「3R」の本格的な導入を進めた。1R(リサイクル)から3R(リデュース、リユース、リサイクル)の総合的な推進へと転換し、1990年代以降、国内における最終処分量は減少し、個別リサイクル法の下でのリサイクル率は大きな進展を見せた。最終処分量は、1990年から2020年に

コメント

新規

KH Koichi Hirata

当該意見者は、資源プラ協会の平田耕一となります。平田耕一は、米国総合化学会社在籍の平成15年より製造業の廃棄物と3Rビジネス戦略の立案を手掛け、平成19年自民党福田内閣にて中環審 廃棄物リサイクル専門委員(鴨下環境大臣辞令)並びに社整審 廃棄物リサイクル専門委員(冬柴国土交通大臣辞令)を拝命し、循環利用型社会施策を中心に教育機関にて登壇する一方、コンサルティング会社を経営。現在は、これまでの人脈を生かして自公与党をはじめ様々な団体と意見交換を行い、SDGsの推進と循環利用型社会の早期実現を目指して活動しております。今般、パブコメ対応に際し、職責により協会理事会の意見を集約、3R政策の時代認識強化並びに廃棄物処理法における不要物概念と有用物判断及び廃プラ規制(改パーゼル条約)の視点で意見を致します。

意見内容の構築について：
・大項目Iについては立案の背景を整理整頓強化する目的で、頁と段落/行番号を明記して、意見内容を記述致しました。
・大項目IIについては(案)原文の個別文章云々ではなく、全体を見据え俯瞰したうえで、意見を取りまとめ致しました。
・大項目IIIについては、別途提出の大項目I並びにIIへの意見内容を、踏まえたうえでの通読を望みます。つまりは、頁と段落/行番号を明記して、立案の背景を整理整頓強化する目的で、意見内容を記述した大項目IとIIの基盤的合意形成をおこなった後に、政策施策について、個別具体的に意見交換を望むとのスタンスと、ご理解並びに今後の展開をご勘案ください。
・大項目IV並びにVについては、章立て意見内容の冒頭に、明記させていただきます。

2024/08/09 16:53

返信

KH Koichi Hirata

【該当箇所】
P3 I-1.段落の1~6行目
"我が国がいち早く取り組んできた"との記述については、大いに賛同致します。
【意見内容】
循環型社会形成基本法を頂にした「廃棄物の処理再生法制度と3R施策」は世界に冠たるしつらえですし、なによりも廃棄物処理法においては、環境の世紀2000年の9年も前から、その目的(第一条)に「発生抑制」を排出事業者の担う役割としています。国際会議においても一見すると先進的にみえる北歐/欧米の後付けロジックよりも先んじた仕組みとしてもっと胸を張り、日本の先進性を主張して頂きたいと望みます。

返信

KH Koichi Hirata

【該当箇所】
P3 I-1.段落の6~8行目
"1Rから3Rの総合的な"については、大筋賛同ですが、歴史認識を補完したく存じます。
【意見内容】
旧来の課題であった...「最終処分場の残存量の確保・逼迫の回避」から谷津環境事務次官の時代に「有効・有用資源の確保」への転換がはかられました。理由は製造拠点の海外移転、廃棄物のみならず我が国のマテリアル・フローの漸減が主原因と推察します。当時運用が本格化した各種R法(旧リサイクル5法)は拡大生産者責任(基本的な我が国のスタンスは拡大生産者責任)の枠組みと消費者の前払/後払負担の理解、そして環境配慮設計をすることが消費者の商品選択に優位にはたらくことの機運醸成となって、サブ的に後押しとなったと理解しています。

返信

■■■■■■■■■■注意事項)読み始めに際し、必ず確認いただき■■■■■■■■■■
このドキュメントは電子政府 (e-Gov) にて規定されている public comment の意見
提出フォームに則った意見投稿を目的とし、当該公募要領 [案件番号 595224023 所
管省庁・部局名等 経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ資源循環経済課 受付
開始日時 2024 年 7 月 12 日 18 時 0 分 受付締切日時 2024 年 8 月 12 日 0 時 0 分] に
リンクされた原文(PDF)から図版を除くテキスト部分を抽出して、Microsoft の word
にあるコメント機能を利用し、作成しております。変換時に改行やフォント文字化けな
どが発生している場合がありますので、閲覧ご利用の際は、必ず担当省庁発表の原本を
参照ください。またコメント内の文章を元に意見書として提出した文章は、構成と推敲
により、細部は同一ではありません。また文責は平田耕一に帰属し、意見発信者の権利・
義務は執筆者が保持しています。

■■■■■■■■■■ご確認ご了承の上活用ください■■■■■■■■■■

成長志向型の資源自律経済戦略の
実現に向けた制度見直しに関する
中間とりまとめ(案)

I.我が国の循環経済を巡る動向

1.サーキュラーエコノミーへの転換の必要性

我が国は、1999 年 7 月に策定した「1999 年循環経済ビジョン」や 2000 年に成立した「循
環型社会 形成推進基本法」に基づき、いち早く循環型社会への移行に取り組んできた。
1990 年代後半に、最終 処分場の逼迫や資源制約等の課題への対応が喫緊の課題となっ
ていたことから、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから、循環経済システム
に転換することを目指し、従来のリサイクル対策の 強化に加え、省資源化や長寿命化によ
る廃棄物の発生抑制(リデュース)対策と製品・部品の再使用 (リユース)対策を含む「3R」の
本格的な導入を進めた。1R(リサイクル)から 3R(リデュース、リ ュース、リサイクル)の総合
的な推進へと転換し、1990 年代以降、国内における最終処分量は減少し、個別リサイクル
法の下でのリサイクル率は大きな進展を見せた。最終処分量は、1990 年から 2020 年に

コメント

新規

KH Koichi Hirata

当該意見者は、資源プラ 協会の平田耕一となります。平田耕一は、米国総合化学会社在籍の平成15年より製造業の廃棄物と3Rビジネス戦略の立案を手掛
け、平成19年自民党福田内閣にて中環審 廃棄物リサイクル専門委員 (鴨下環境大臣辞令) 並びに社整審 廃棄物リサイクル専門委員 (冬柴国土交通大臣辞令) を拝命
し、循環利用型社会施策を中心に教育機関にて登壇する一方、コンサルティング会社を経営。現在は、これまでの人脈を生かして自公与党をはじめ様々な団体と意見
交換を行い、SDGsの推進と循環利用型社会の早期実現を目指して活動をしております。今般、パブコメ対応に際し、職責により協会理事会の意見を集約、3R政策
の時代認識強化並びに廃棄物処理法における不要物概念と有用物判断及び廃プラ規制 (改パーゼル条約) の視点で意見を致します。

意見内容の構築について：
・大項目Ⅰについては立案の背景を整理整頓強化する目的で、頁と段落/行番号を明記して、意見内容を記述致しました。
・大項目Ⅱについては (案) 原文の個別文章云々ではなく、全体を見据え俯瞰したうえで、意見を取りまとめ致しました。
・大項目Ⅲについては、別途提出の大項目Ⅰ並びにⅡへの意見内容を、踏まえたうえでの通読を望みます。つまりは、頁と段落/行番号を明記して、立案の背景を整
理整頓強化する目的で、意見内容を記述した大項目ⅠとⅡの基盤的合意形成をおこなった後に、政策施策について、個別具体的に意見交換を望むとのスタンスと、ご
理解並びに今後の展開をご勘案ください。
・大項目Ⅳ並びにⅤについては、章立て意見内容の冒頭に、明記させていただきます。

返信

KH Koichi Hirata

【該当箇所】
P3 I-1.段落の1~6行目
“我が国がいち早く取り組んできた”との記述については、大いに賛同致します。
【意見内容】
循環型社会形成基本法を頂にした「廃棄物の処理再生法制度と3R施策」は世界に冠たるしつらえですし、なによりも廃棄物処理法においては、環境の世紀2000年
の9年も前から、その目的 (第一条) に「発生抑制」を排出事業者の担う役割としています。国際会議においても一見すると先進的にみえる北歐/欧米の後付けロジ
ックよりも先んじた仕組みとしてもっと胸を張り、日本の先進性を主張して頂きたいと望みます。

2024/08/07 9:43

返信

KH Koichi Hirata

該当箇所】
P3 I-1.段落の6~8行目
“1Rから3Rの総合的な”については、大筋賛同ですが、歴史認識を補完したく存じます。
【意見内容】
旧来の課題であった...「最終処分場の残余量の確保・逼迫の回避」から谷津環境事務次官の時代に「有効・有用資源の確保」への転換がはかられました。理由は製造
拠点の海外移転、廃棄物のみならず我が国のマテリアル・フローの漸減が主原因と推察します。当時運用が本格化した各種R法 (旧リサイクル5法) は拡大生産者責
任 (基本的な我が国のスタンスは拡大生産者責任) の枠組みと消費者の前払/後払負担の理解、そして環境配慮設計をすることが消費者の商品選択に優位にはたらく
ことの機運醸成となって、サブ的に後押しとなったと理解しています。

返信

ホーム 挿入 描画 デザイン レアウト 参照設定 差し込み文書 校閲 表示 操作アシスト

共有 編集 コメント

■■■■■■■■■■注意事項)読み始めに際し、必ず確認いただき■■■■■■■■■■

このドキュメントは電子政府 (e-Gov) にて規定されている public comment の意見提出フォームに則った意見投稿を目的とし、当該公募要領 [案件番号 595224023 所管省庁・部局名等 経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ資源循環経済課 受付開始日時 2024年7月12日18時0分 受付締切日時 2024年8月12日0時0分] にリンクされた原文(PDF)から図版を除くテキスト部分を抽出して、Microsoft の word にあるコメント機能を利用し、作成しております。変換時に改行やフォント文字化けなどが発生している場合がありますので、閲覧ご利用の際は、必ず担当省庁発表の原本を参照ください。またコメント内の文章を元に意見書として提出した文章は、構成と推敲により、細部は同一ではありません。また文責は平田耕一に帰属し、意見発信者の権利・義務は執筆者が保持しています。

■■■■■■■■■■ご確認ご了承の上活用ください■■■■■■■■■■

成長志向型の資源自律経済戦略の
実現に向けた制度見直しに関する
中間とりまとめ(案)

I.我が国の循環経済を巡る動向

1.サーキュラーエコノミーへの転換の必要性

我が国は、1999年7月に策定した「1999年循環経済ビジョン」や2000年に成立した「循環型社会形成推進基本法」に基づき、いち早く循環型社会への移行に取り組んできた。1990年代後半に、最終処分場の逼迫や資源制約等の課題への対応が喫緊の課題となっていたことから、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから、循環経済システムに転換することを目指し、従来のリサイクル対策の強化に加え、省資源化や長寿命化による廃棄物の発生抑制(リデュース)対策と製品・部品の再使用(リユース)対策を含む「3R」の本格的な導入を進めた。1R(リサイクル)から3R(リデュース、リユース、リサイクル)の総合的な推進へと転換し、1990年代以降、国内における最終処分量は減少し、個別リサイクル法の下でのリサイクル率は大きな進展を見せた。最終処分量は、1990年から2020年に

コメント

新規

KH Koichi Hirata

当該意見者は、資源プラ協会の協賛で平田耕一となります。平田耕一は、米国総合化学会に在籍の平成15年より製造業の廃棄物と3Rビジネス戦略の立案を手掛け、平成19年自民党福田内閣にて中環審 廃棄物リサイクル専門委員(鴨下環境大臣辞令)並びに社整審 廃棄物リサイクル専門委員(冬柴国土交通大臣辞令)を拝命し、循環利用型社会施策を中心に教育機関にて登壇する一方、コンサルティング会社を経営。現在は、これまでの人脈を生かして自公与党をはじめ様々な団体と意見交換を行い、SDGsの推進と循環利用型社会の早期実現を目指して活動しております。今般、パブコメ対応に際し、職責により協会理事会の意見を集約、3R政策の時代認識強化並びに廃棄物処理法における不要物概念と有用物判断及び廃プラ規制(改パーゼル条約)の視点で意見を致します。

意見内容の構築について：
 ・大項目Ⅰについては立案の背景を整理整頓強化する目的で、頁と段落/行番号を明記して、意見内容を記述致しました。
 ・大項目Ⅱについては(案)原文の個別文章云々ではなく、全体を見据え俯瞰したうえで、意見を取りまとめ致しました。
 ・大項目Ⅲについては、別途提出の大項目Ⅰ並びにⅡへの意見内容を、踏まえたうえでの通読を望みます。つまりは、頁と段落/行番号を明記して、立案の背景を整理整頓強化する目的で、意見内容を記述した大項目ⅠとⅡの基盤的合意形成をおこなった後に、政策施策について、個別具体的に意見交換を望むとのスタンスと、ご理解並びに今後の展開をご勘案ください。
 ・大項目Ⅳ並びにⅤについては、章立て意見内容の冒頭に、明記させていただきます。

返信

KH Koichi Hirata

【該当箇所】
P3 I-1.段落の1~6行目
"我が国がいち早く取り組んできた"との記述については、大いに賛同致します。
【意見内容】
循環型社会形成基本法を頂にした「廃棄物の処理再生法制度と3R施策」は世界に冠たるしつらえですし、なによりも廃棄物処理法においては、環境の世紀2000年の9年も前から、その目的(第一条)に「発生抑制」を排出事業者の担う役割としています。国際会議においても一見すると先進的にみえる北欧/欧米の後付けロジックよりも先んじた仕組みとしてもっと胸を張り、日本の先進性を主張して頂きたいと望みます。

返信

KH Koichi Hirata

該当箇所]
P3 I-1.段落の6~8行目
"1Rから3Rの総合的な"については、大筋賛同ですが、歴史認識を補完したく存じます。
【意見内容】
旧来の課題であった...「最終処分場の残余量の確保・逼迫の回避」から谷津環境事務次官の時代に「有効・有用資源の確保」への転換がはかられました。理由は製造拠点の海外移転、廃棄物のみならず我が国のマテリアル・フローの漸減が主原因と推察します。当時運用が本格化した各種R法(旧リサイクル5法)は拡大生産者責任(基本的な我が国のスタンスは拡大生産者責任)の枠組みと消費者の前払/後払負担の理解、そして環境配慮設計をすることが消費者の商品選択に優位にはたらくことの機運醸成となって、サブ的に後押しとなったと理解しています。

2024/08/07 9:51

返信

■■■■■■■■■■注意事項)読み始めに際し、必ず確認いただき■■■■■■■■■■
このドキュメントは電子政府 (e-Gov) にて規定されている public comment の意見提出フォームに則った意見投稿を目的とし、当該公募要領 [案件番号 595224023 所管省庁・部局名等 経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ資源循環経済課 受付開始日時 2024 年 7 月 12 日 18 時 0 分 受付締切日時 2024 年 8 月 12 日 0 時 0 分] にリンクされた原文(PDF)から図版を除くテキスト部分を抽出して、Microsoft の word にあるコメント機能を利用し、作成しております。変換時に改行やフォント文字化けなどが発生している場合がありますので、閲覧ご利用の際は、必ず担当省庁発表の原本を参照ください。またコメント内の文章を元に意見書として提出した文章は、構成と推敲により、細部は同一ではありません。また文責は平田耕一に帰属し、意見発信者の権利・義務は執筆者が保持しています。

■■■■■■■■■■ご確認ご了承の上活用ください■■■■■■■■■■

成長志向型の資源自律経済戦略の
実現に向けた制度見直しに関する
中間とりまとめ(案)

I.我が国の循環経済を巡る動向

1.サーキュラーエコノミーへの転換の必要性

我が国は、1999 年 7 月に策定した「1999 年循環経済ビジョン」や 2000 年に成立した「循環型社会 形成推進基本法」に基づき、いち早く循環型社会への移行に取り組んできた。1990 年代後半に、最終 処分場の逼迫や資源制約等の課題への対応が喫緊の課題となっていたことから、大量生産・大量消費・大量廃棄物の経済システムから、循環経済システムに転換することを目指し、従来のリサイクル対策の 強化に加え、省資源化や長寿命化による廃棄物の発生抑制(リデュース)対策と製品・部品の再利用 (リユース)対策を含む「3R」の本格的な導入を進めた。1R(リサイクル)から 3R(リデュース、リ ュース、リサイクル)の総合的な推進へと転換し、1990 年代以降、国内における最終処分量は減少し、個別リサイクル法の下でのリサイクル率は大きな進展を見せた。最終処分量は、1990 年から 2020 年にかけて約 10 分の 1 に減少するなど着実に効果はあった。一方、これまでの取組は最終処分場の逼迫や不法投棄問題への対処が中心課題であり、最終処分量は大きく減少したものの、資源を投入して製品 を生産し最後は廃棄物になるという流れに大きな変化はなかった。

コメント

新規

返信

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P3 I-1.段落の1~6行目
"我が国がいち早く取り組んできた"との記述については、大いに賛同致します。
【意見内容】
循環型社会形成基本法を頂にした「廃棄物の処理再生法制度と3R施策」は世界に冠たるしつらえですし、なによりも廃棄物処理法においては、環境の世紀2000年の9年も前から、その目的(第一条)に「発生抑制」を排出事業者の担う役割としています。国際会議においても一見すると先進的にみえる北歐/欧米の後付けロジックよりも先んじた仕組みとしてもっと胸を張り、日本の先進性を主張して頂きたく望みます。

返信

KH Koichi Hirata
該当箇所]
P3 I-1.段落の6~8行目
"1Rから3Rの総合的な"については、大筋賛同ですが、歴史認識を補完したく存じます。
【意見内容】
旧来の課題であった...「最終処分場の残余量の確保・逼迫の回避」から谷津環境事務次官の時代に「有効・有用資源の確保」への転換がはかられました。理由は製造拠点の海外移転、廃棄物のみならず我が国のマテリアル・フローの漸減が主原因と推察します。当時運用が本格化した各種R法(旧リサイクル5法)は拡大生産者責任(基本的な我が国のスタンスは拡大生産者責任)の枠組みと消費者の前払/後払負担の理解、そして環境配慮設計をすることが消費者の商品選択に優位にはたらくことの機運醸成となって、サブ的に後押しとなったと理解しています。

返信

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P3 I-1.段落の8~11行目
"資源投入製品生産最後は廃棄の流れに大きな変化は"については、大筋賛同ですが、歴史認識を補完したく存じます。
【意見内容】
有害忌避物を含まない環境配慮製品を買値上乘せでも選択することが多くの消費者に容認されたことは、おおきな一歩が踏み出せたと考えます。欧米からシステム化されたCEの消費者セグメント(決してグリーンコンシューマのみを論じることなく)での理解と、ごみを無用意・不用意に捨てることへの罪悪感、公衆衛生の向上をみれば、国民性と行政運用が円滑に推移した結果だと推察します。

2024/08/07 9:57

返信

そうした中、国内はもとより国際的な状況は大きく変化し、社会経済システムの見直しが急務となった。国際的には、人口増加に伴い資源需要が増加し続ける中、中長期的に安定的な資源確保が担保できるかの不確実性が増している。さらに、気候変動が一因と考えられる異常気象の世界各地での発生や海洋プラスチックごみ問題等を受け、消費者や投資家からの環境配慮要請が高まりを見せている。このような状況を受け、我が国を含めて世界では、3R による廃棄物の発生抑制を基礎としつつ、社会経済システムを従来の「線形経済(リニアエコノミー)」から、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」(バリューチェーンのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済)へと転換する必要に迫られている。

社会における循環の実態の把握に当たっては、より少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す「資源生産性(=便益 / 天然資源等投入量)」が一つの指標となる。我が国の資源生産性は、循環基本法が制定された 2000 年から概ね 20 年間で約 72%上昇したが、近年は横ばい傾向となっている。政府としては、2030 年までに、循環経済関連ビジネスの市場規模を、現在の約 50 兆円から 80 兆円以上とする目標を掲げている。資源生産性を向上するためには、循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとして付加価値を最大化しながら、同時に、資源循環の取組を社会経済活動の中で主流化し、持続可能性が担保されない天然資源の投入量・消費量を抑制していくことが重要である。

2.成長志向型の資源自律経済戦略の概要

経済産業省では、2020 年 5 月に策定した「循環経済ビジョン 2020」で示した方向性を踏まえ、国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得に向けて、技術とルールイノベーションを促進する観点から総合的な政策パッケージとして、「成長志向型の資源自律経済戦略」を 2023 年 3 月 31 日に策定した。

成長志向型の資源自律経済の確立を通じたサーキュラーエコノミーへの移行は、非連続でチャレンジングなものであるが、経済的目標(経済成長)と社会的目標(経済安全保障、サステナビリティ、Well-Being(人間の幸福))を同時に実現する「新しい成長」に繋がるものであり、我が国が世界に先駆けて取り組んでいく必要がある。

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識として、1 資源制約・リスク(経済の自律性)、2 環境制約・リスク、3 成長機会、の 3 つの課題を図 1 のとおり整理した。1 資源制約・リスク(経済の自律性)については、世界のマテリアル需要の増大、供給が一部の国に集中しているマテリアルの存在、日本の資源自給率の低さといった課題がある。2 環境制約・リスクについては、廃棄物処理の困難性増大、カーボンニュートラル実現には原材料産業によ

コメント

新規

コメント欄にコメントが追加されています。コメント欄にコメントが追加されています。コメント欄にコメントが追加されています。

返信

KH

Koichi Hirata

該当箇所]

P3 I-1.段落の6~8行目

"1Rから3Rの総合的な"については、大筋賛同ですが、歴史認識を補完したく存じます。

【意見内容】

旧来の課題であった...「最終処分場の残余量の確保・逼迫の回避」から谷津環境事務次官の時代に「有効・有用資源の確保」への転換がはかられました。理由は製造拠点の海外移転、廃棄物のみならず我が国のマテリアル・フローの漸減が主原因と推察します。当時運用が本格化した各種R法(旧リサイクル5法)は拡大生産者責任(基本的な我が国のスタンスは拡大生産者責任)の枠組みと消費者の前払/後払負担の理解、そして環境配慮設計をすることが消費者の商品選択に優位にはたらくことの機運醸成となって、サブ的に後押しとなったと理解しています。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P3 I-1.段落の8~11行目

"資源投入製品生産最後は廃棄の流れに大きな変化は"については、大筋賛同ですが、歴史認識を補完したく存じます。

【意見内容】

有害忌避物を含まない環境配慮製品を買値上乘せでも選択することが多くの消費者に容認されたことは、おおきな一歩が踏み出せたと考えます。欧米からシステム化されたCEの消費者セグメント(決してグリーンコンシューマのみを論じることなく)での理解と、ごみを無用意・不用意に捨てることへの罪悪感、公衆衛生の向上をみれば、国民性と行政運用が円滑に推移した結果だと推察します。

返信

KH

Koichi Hirata

該当箇所]

P3 I-1.段落の12~19行目

"国内はもとより国際的な状況の変化"については、大筋賛同ですが、歴史認識を補完したく存じます。

【意見内容】

まさに"LEからCE"への大転換であり、おおいに加速するべきと考えます。一点、注意点としては、LE→CEはオランダ発の論点整理との認識が根強いですが、廃棄物処理法有識者にはCEの輪っかにおいて①原材料投入/②製品製造加工/③流通運搬販売在庫/④利用共用補修入替/⑤製品機能寿命終了/⑥製品物理寿命終了/⑦再生資源化時夾雑物...等々の廃棄がCEの外側、つまりは循環経済の外側にある循環利用型社会の外部不経済となっているとの認識と議論がおこなわれていました。

2024/08/07 10:09

返信

そうした中、国内はもとより国際的な状況は大きく変化し、社会経済システムの見直しが急務となった。国際的には、人口増加に伴い資源需要が増加し続ける中、中長期的に安定的な資源確保が担保できるかの不確実性が増している。さらに、気候変動が一因と考えられる異常気象の世界各地での発生や海洋プラスチックごみ問題等を受け、消費者や投資家からの環境配慮要請が高まりを見せている。このような状況を受け、我が国を含めて世界では、3R による廃棄物の発生抑制を基礎としつつ、社会経済システムを従来の「線形経済(リニアエコノミー)」から、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」「バリューチェーンのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済」へと転換する必要に迫られている。

社会における循環の実態の把握に当たっては、より少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す「資源生産性(=便益 / 天然資源等投入量)」が一つの指標となる。我が国の資源生産性は、循環基本法が制定された 2000 年から概ね 20 年間で約 72%上昇したが、近年は横ばい傾向となっている。政府としては、2030 年までに、循環経済関連ビジネスの市場規模を、現在の約 50 兆円から 80 兆円以上とする目標を掲げている。資源生産性を向上するためには、循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとして付加価値を最大化しながら、同時に、資源循環の取組を社会経済活動の中で主流化し、持続可能性が担保されない天然資源の投入量・消費量を抑制していくことが重要である。

2.成長志向型の資源自律経済戦略の概要

経済産業省では、2020 年 5 月に策定した「循環経済ビジョン 2020」で示した方向性を踏まえ、国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得に向けて、技術とルールイノベーションを促進する観点から総合的な政策パッケージとして、「成長志向型の資源自律経済戦略」を 2023 年 3 月 31 日に策定した。

成長志向型の資源自律経済の確立を通じたサーキュラーエコノミーへの移行は、非連続でチャレンジングなものであるが、経済的目標(経済成長)と社会的目標(経済安全保障、サステナビリティ、Well-Being(人間の幸福)を同時に実現する「新しい成長」に繋がるものであり、我が国が世界に先駆けて取り組んでいく必要がある。

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識として、1 資源制約・リスク(経済の自律性)、2 環境制約・リスク、3 成長機会、の 3 つの課題を図 1 のとおり整理した。1 資源制約・リスク(経済の自律性)については、世界のマテリアル需要の増大、供給が一部の国に集中しているマテリアルの存在、日本の資源自給率の低さといった課題がある。2 環境制約・リスクについては、廃棄物処理の困難性増大、カーボンニュートラル実現には原材料産業によ

コメント

新規

返信

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P3 I-1.段落の8~11行目
"資源投入製品生産最後は廃棄の流れに大きな変化は"については、大筋賛同ですが、歴史認識を補完したく存じます。
【意見内容】
有害忌避物を含まない環境配慮製品を買値上乘せでも選択することが多くの消費者に容認されたことは、おおきな一歩が踏み出せたと考えます。欧米からシステム化されたCEの消費者セグメント(決してグリーンコンシューマのみを論じることなく)での理解と、ごみを無用意・不用意に捨てることへの罪悪感、公衆衛生の向上をみれば、国民性と行政運用が円滑に推移した結果だと推察します。

返信

KH Koichi Hirata
該当箇所]
P3 I-1.段落の12~19行目
"国内はもとより国際的な状況の変化"については、大筋賛同ですが、歴史認識を補完したく存じます。
【意見内容】
まさに"LEからCE"への大転換であり、おおいに加速するべきと考えます。一点、注意点としては、LE→CEはオランダ発の論点整理との認識が根強いですが、廃棄物処理法有識者にはCEの輪っかにおいて①原材料投入/②製品製造加工/③流通運搬販売在庫/④利用共用補修入替/⑤製品機能寿命終焉/⑥製品物理寿命終焉/⑦再生資源化時夾雑物...等々の廃棄がCEの外側、つまりは循環経済の外側にある循環利用型社会の外部不経済となっているとの認識と議論がおこなわれていました。

返信

KH Koichi Hirata
該当箇所]
P3 I-1.段落の20~21行目
"資源生産性が一つの指標になる"については大筋賛同します。また資源生産性と並列にある(CEREPが司ろうとしている)資源効率性の概念についても、おおいに賛同致します。
【意見内容】
ただ前出の「有効・有用資源の確保」に観点にある、「有効とは経済的に有効であることとマテリアルとして有用(用いることができる)」となります。就中、マテリアルとしては有用(物質的な互換性を保持している)が、分別や分級そして収集運搬及び処理再生におおきなコストがかかる事例については、経済的には不適合となるわけで、それについては川下側(例えば消費者)にコスト増を容認させることを、是とする思想には反対を唱えます。旧西独の「(廃棄物由来の)再生資源カタログと廃棄物リスト」の思想を組み込むことも一考ください。(思想としてはどんなに有用な再生資源になるリサイクル行為であっても経済的に負の要因が多い場合には廃棄物リストにあげ、一定期間にコストリダクションが達成できなければそれは潔く廃棄物として処分するしつらえ)です。

2024/08/07 10:24

返信

そうした中、国内はもとより国際的な状況は大きく変化し、社会経済システムの見直しが急務となった。国際的には、人口増加に伴い資源需要が増加し続ける中、中長期的に安定的な資源確保が担保できるかの不確実性が増している。さらに、気候変動が一因と考えられる異常気象の世界各地での発生や海洋プラスチックごみ問題等を受け、消費者や投資家からの環境配慮要請が高まりを見せている。このような状況を受け、我が国を含めて世界では、3R による廃棄物の発生抑制を基礎としつつ、社会経済システムを従来の「線形経済(リニアエコノミー)」から、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」(バリューチェーンのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済)へと転換する必要に迫られている。

社会における循環の実態の把握に当たっては、より少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す「資源生産性(=便益 / 天然資源等投入量)」が一つの指標となる。我が国の資源生産性は、循環基本法が制定された 2000 年から概ね 20 年間で約 72%上昇したが、近年は横ばい傾向となっている。政府としては、2030 年までに、循環経済関連ビジネスの市場規模を、現在の約 50 兆円から 80 兆円以上とする目標を掲げている。資源生産性を向上するためには、循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとして付加価値を最大化しながら、同時に、資源循環の取組を社会経済活動の中で主流化し、持続可能性が担保されない天然資源の投入量・消費量を抑制していくことが重要である。

2.成長志向型の資源自律経済戦略の概要

経済産業省では、2020 年 5 月に策定した「循環経済ビジョン 2020」で示した方向性を踏まえ、国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得に向けて、技術とルールイノベーションを促進する観点から総合的な政策パッケージとして、「成長志向型の資源自律経済戦略」を 2023 年 3 月 31 日に策定した。

成長志向型の資源自律経済の確立を通じたサーキュラーエコノミーへの移行は、非連続でチャレンジングなものであるが、経済的目標(経済成長)と社会的目標(経済安全保障、サステナビリティ、Well-Being(人間の幸福))を同時に実現する「新しい成長」に繋がるものであり、我が国が世界に先駆けて取り組んでいく必要がある。

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識として、1 資源制約・リスク(経済の自律性)、2 環境制約・リスク、3 成長機会、の 3 つの課題を図 1 のとおり整理した。1 資源制約・リスク(経済の自律性)については、世界のマテリアル需要の増大、供給が一部の国に集中しているマテリアルの存在、日本の資源自給率の低さといった課題がある。2 環境制約・リスクについては、廃棄物処理の困難性増大、カーボンニュートラル実現には原材料産業によ

コメント

新規

KH Koichi Hirata
該当箇所]
P3 1-1.段落の12~19行目
"国内はもとより国際的な状況の変化"については、大筋賛同ですが、歴史認識を補完したく存じます。
【意見内容】
まさに"LEからCE"への大転換であり、おおいに加速するべきと考えます。一点、注意点としては、LE→CEはオランダ発の論点整理との認識が根深いですが、廃棄物処理法有識者にてはCEの輪っかにおいて①原材料投入/②製品製造加工/③流通運搬販売在庫/④利用共用補修代替/⑤製品機能寿命終焉/⑥製品物理寿命終焉/⑦再生資源化時夾雑物...等々の廃棄がCEの外側、つまりは循環経済の外側にある循環利用型社会の外部不経済となっているとの認識と議論がおこなわれていました。

KH Koichi Hirata
該当箇所]
P3 1-1.段落の20~21行目
"資源生産性が一つの指標になる"については大筋賛同します。また資源生産性と並列にある(CEREPが可ろうとしている)資源効率性の概念についても、おおいに賛同致します。
【意見内容】
ただ前出の「有効・有用資源の確保」に観点にある、「有効とは経済的に有効であることとマテリアルとして有用(用いることができる)」となります。就中、マテリアルとしては有用(物質的な互換性を保持している)が、分別や分級そして収集運搬及び処理再生におおきなコストがかかる事例については、経済的には不適合となるわけで、それについては川下側(例えば消費者)にコスト増を容認させることを、是とする思想には反対を唱えます。旧西独の「(廃棄物由来の)再生資源カタログと廃棄物リスト」の思想を組み込むことも一考ください。(思想としてはどんなに有用な再生資源になるリサイクル行為であっても経済的に負の要因が多い場合には廃棄物リストにあげ、一定期間にコストリダクションが達成できなければそれは潔く廃棄物として処分するしつらえ)です。

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P3 1-1.段落21~27行目
"資源生産性の把握と推移"については、大筋賛同ですが、歴史認識を踏まえ、そのみを特化して循環型社会を築くOne Issue という論点を一点に絞るような見せ方については、循環型社会形成推進基本法の根幹となる3Rの優先順位について、添書き補完したく存じます。
【意見内容】
CSR /SRI /SDGs /ESG...に市場に対してのエンハンスメントは動機づけにはなりません。とはいえ金融商品化していくと、それが一人歩きし、実態経済との解離が進んでいきます。就中、3R施策のなかで、三番目の優先順位となるリサイクルは、廃棄物を原料に戻す定義ですので、行き場のない(出口戦略が曖昧な、つまりは市場の見通しが不詳不安な商材を、まずはリサイクルしておくかでは、その収集運搬→製造加工→流通販売のライフサイクルにおける投入リソースが無駄になる可能性があります。言うまでもなく、3Rの第一優先リデュース(発生抑制)、第二優先リユース(再使用)、また3Rプラスの拡大4Rに登場するリフューズ(投入抑制)にては、その隘路にはまることはありません。については各種R法(1R5法と新R1法)と高度化法、資源有効利用促進法との分掌すり合わせを綿密におこない、部分最適ではなく全体最適を完遂ください。

2024/08/07 10:34

そうした中、国内はもとより国際的な状況は大きく変化し、社会経済システムの見直しが急務となった。国際的には、人口増加に伴い資源需要が増加し続ける中、中長期的に安定的な資源確保が担保できるかの不確実性が増している。さらに、気候変動が一因と考えられる異常気象の世界各地での発生や海洋プラスチックごみ問題等を受け、消費者や投資家からの環境配慮要請が高まりを見せている。このような状況を受け、我が国を含めて世界では、3R による廃棄物の発生抑制を基礎としつつ、社会経済システムを従来の「線形経済(リニアエコノミー)」から、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」「バリューチェーンのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済」へと転換する必要に迫られている。

社会における循環の実態の把握に当たっては、より少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す「資源生産性(=便益 / 天然資源等投入量)」が一つの指標となる。我が国の資源生産性は、循環基本法が制定された 2000 年から概ね 20 年間で約 72%上昇したが、近年は横ばい傾向となっている。政府としては、2030 年までに、循環経済関連ビジネスの市場規模を、現在の約 50 兆円から 80 兆円以上とする目標を掲げている。資源生産性を向上するためには、循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとして付加価値を最大化しながら、同時に、資源循環の取組を社会経済活動の中で主流化し、持続可能性が担保されない天然資源の投入量・消費量を抑制していくことが重要である。

2.成長志向型の資源自律経済戦略の概要

経済産業省では、2020 年 5 月に策定した「循環経済ビジョン 2020」で示した方向性を踏まえ、国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得に向けて、技術とルールイノベーションを促進する観点から総合的な政策パッケージとして、「成長志向型の資源自律経済戦略」を 2023 年 3 月 31 日に策定した。

成長志向型の資源自律経済の確立を通じたサーキュラーエコノミーへの移行は、非連続でチャレンジングなものであるが、経済的目標(経済成長)と社会的目標(経済安全保障、サステナビリティ、Well-Being(人間の幸福))を同時に実現する「新しい成長」に繋がるものであり、我が国が世界に先駆けて取り組んでいく必要がある。

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識として、1 資源制約・リスク(経済の自律性)、2 環境制約・リスク、3 成長機会、の 3 つの課題を図 1 のとおり整理した。1 資源制約・リスク(経済の自律性)については、世界のマテリアル需要の増大、供給が一部の国に集中しているマテリアルの存在、日本の資源自給率の低さといった課題がある。2 環境制約・リスクについては、廃棄物処理の困難性増大、カーボンニュートラル実現には原材料産業によ

コメント

新規
返信

KH Koichi Hirata
該当箇所]
P3 I-1.段落の20~21行目
"資源生産性が一つの指標になる"については大筋賛同します。また資源生産性と並列にある (CEREPが司ろうとしている) 資源効率性の概念についても、おおいに賛同致します。
【意見内容】
ただ前出の「有効・有用資源の確保」に観点にある、「有効とは経済的に有効であることとマテリアルとして有用(用いることができる)」となります。就中、マテリアルとしては有用(物質的な互換性を保持している)が、分別や分級そして収集運搬及び処理再生におおきなコストがかかる事例については、経済的には不適合となるわけで、それについては川下側(例えば消費者)にコスト増を容認させることを、是とする思想には反対を唱えます。旧西独の「(廃棄物由来の)再生資源カタログと廃棄物リスト」の思想を組み込むことも一考ください。(思想としてはどんなに有用な再生資源になるリサイクル行為であっても経済的に負の要因が多い場合には廃棄物リストにあげ、一定期間にコストリダクションが達成できなければそれは潔く廃棄物として処分するしつらえ)です。

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P3 I-1.段落21~27行目
"資源生産性の把握と推移"については、大筋賛同ですが、歴史認識を踏まえ、そのみを特化して循環型社会を築くOne Issue という論点を一点に絞るような見せ方については、循環型社会形成推進基本法の根幹となる3Rの優先順位について、添書き補完したく存じます。
【意見内容】
CSR /SRI /SDGs /ESG...に市場に対してのエンハンスメントは動機づけにはなりません。とはいえ金融商品化していくと、それが一人歩きし、実態経済との解離が進んでいきます。就中、3R施策のなかで、三番目の優先順位となるリサイクルは、廃棄物を原料に戻す定義ですので、行き場のない(出口戦略が曖昧な、つまりは市場の見通しが不詳不安な商材を、まずはリサイクルしておくかでは、その収集運搬→製造加工→流通販売のライフサイクルにおける投入リソースが無駄になる可能性があります。言うまでもなく、3Rの第一優先リデュース(発生抑制)、第二優先リユース(再使用)、また3Rプラスの拡大4Rに登場するリフューズ(投入抑制)にては、その隘路にはまることはありません。については各種R法(旧R5法と新R1法)と高度化法、資源有効利用促進法との分掌すり合わせを綿密におこない、部分最適ではなく全体最適を完遂ください。

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P3 I-2.段落1~4行目
"循環経済ビジョン2020と成長志向型への取り組み"については、おおいに賛同し、期待をしております。
【意見内容】
"成長志向"と"資源自立"なんとしてもマテリアルとして有用のみならず経済的には有効であることをクライテリア(判定判断の基準)に組み込みください。
2024/08/07 10:38
返信

そうした中、国内はもとより国際的な状況は大きく変化し、社会経済システムの見直しが急務となった。国際的には、人口増加に伴い資源需要が増加し続ける中、中長期的に安定的な資源確保が担保できるかの不確実性が増している。さらに、気候変動が一因と考えられる異常気象の世界各地での発生や海洋プラスチックごみ問題等を受け、消費者や投資家からの環境配慮要請が高まりを見せている。このような状況を受け、我が国を含めて世界では、3R による廃棄物の発生抑制を基礎としつつ、社会経済システムを従来の「線形経済(リニアエコノミー)」から、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」「バリューチェーンのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済」へと転換する必要に迫られている。

社会における循環の実態の把握に当たっては、より少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す「資源生産性(=便益 / 天然資源等投入量)」が一つの指標となる。我が国の資源生産性は、循環基本法が制定された 2000 年から概ね 20 年間で約 72%上昇したが、近年は横ばい傾向となっている。政府としては、2030 年までに、循環経済関連ビジネスの市場規模を、現在の約 50 兆円から 80 兆円以上とする目標を掲げている。資源生産性を向上するためには、循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとして付加価値を最大化しながら、同時に、資源循環の取組を社会経済活動の中で主流化し、持続可能性が担保されない天然資源の投入量・消費量を抑制していくことが重要である。

2.成長志向型の資源自律経済戦略の概要

経済産業省では、2020 年 5 月に策定した「循環経済ビジョン 2020」で示した方向性を踏まえ、国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得に向けて、技術とルールイノベーションを促進する観点から総合的な政策パッケージとして、「成長志向型の資源自律経済戦略」を 2023 年 3 月 31 日に策定した。

成長志向型の資源自律経済の確立を通じたサーキュラーエコノミーへの移行は、非連続でチャレンジングなものであるが、経済的目標(経済成長)と社会的目標(経済安全保障、サステナビリティ、Well-Being(人間の幸福)を同時に実現する「新しい成長」に繋がるものであり、我が国が世界に先駆けて取り組んでいく必要がある。

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識として、1 資源制約・リスク(経済の自律性)、2 環境制約・リスク、3 成長機会、の 3 つの課題を図 1 のとおり整理した。1 資源制約・リスク(経済の自律性)については、世界のマテリアル需要の増大、供給が一部の国に集中しているマテリアルの存在、日本の資源自給率の低さといった課題がある。2 環境制約・リスクについては、廃棄物処理の困難性増大、カーボンニュートラル実現には原材料産業によ

コメント

新規

返信

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P3 1-1.段落21~27行目
"資源生産性の把握と推移"については、大筋賛同ですが、歴史認識を踏まえ、そのみを特化して循環型社会を築くOne Issue という論点を一点に絞るような見せ方については、循環型社会形成推進基本法の根幹となる3Rの優先順位について、添書き補完したく存じます。
【意見内容】
CSR /SRI /SDGs /ESG...に市場に対してのエンハンスメントは動機づけにはなりません。とはいえ金融商品化していくと、それが一人歩きし、実態経済との解離が進んでいきます。就中、3R施策のなかで、三番目の優先順位となるリサイクルは、廃棄物を原料に戻す定義ですので、行き場のない(出口戦略が曖昧な、つまりは市場の見通しが不詳不安な商材を、まずはリサイクルしておくかでは、その収集運搬→製造加工→流通販売のライフサイクルにおいての投入リソースが無駄になる可能性があります。言うまでもなく、3Rの第一優先リデュース(発生抑制)、第二優先リユース(再使用)、また3Rプラスの拡大4Rに登場するリフューズ(投入抑制)にては、その隘路にはまることはありません。については各種R法(旧R5法と新R1法)と高度化法、資源有効利用促進法との分掌すり合わせを綿密におこない、部分最適ではなく全体最適を完遂ください。

返信

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P3 1-2.段落1~4行目
"循環経済ビジョン2020と成長志向型への取り組み"については、おおいに賛同し、期待をしております。
【意見内容】
"成長志向"と"資源自立"なんとしてもマテリアルとして有用のみならず経済的には有効であることをクライテリア(判定判断の基準)に組み込みください。

返信

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P3 1-2.段落5~6行目
P4 1-2.段落1~2行目
"新しい成長に繋がる施策を我が国が先駆けて"については、おおいに賛同し、期待をしております。
【意見内容】
賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。
政策は、市井の経済循環を刺激し、結果的に全体最適の獲得を早め、それが循環資源の経済圏を構築し、少しでも外部不経済(循環経済圏の外側の社会、つまりは循環利用型社会圏への外部不経済)を、漸減していくものであれば、循環の輪っかは小さなものから大きいものへ。そして国内循環から友好的な関係国を巻き込む国際循環にすることができると信じます。その持続力を市井の経済原則、つまりは「神の見えざる手」、国富という領域を越えて、自律自動でまわる経済だと考えます。

返信

そうした中、国内はもとより国際的な状況は大きく変化し、社会経済システムの見直しが急務となった。国際的には、人口増加に伴い資源需要が増加し続ける中、中長期的に安定的な資源確保が担保できるかの不確実性が増している。さらに、気候変動が一因と考えられる異常気象の世界各地での発生や海洋プラスチックごみ問題等を受け、消費者や投資家からの環境配慮要請が高まりを見せている。このような状況を受け、我が国を含めて世界では、3R による廃棄物の発生抑制を基礎としつつ、社会経済システムを従来の「線形経済(リニアエコノミー)」から、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」「バリューチェーンのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済」へと転換する必要に迫られている。

社会における循環の実態の把握に当たっては、より少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す「資源生産性(=便益 / 天然資源等投入量)」が一つの指標となる。我が国の資源生産性は、循環基本法が制定された 2000 年から概ね 20 年間で約 72%上昇したが、近年は横ばい傾向となっている。政府としては、2030 年までに、循環経済関連ビジネスの市場規模を、現在の約 50 兆円から 80 兆円以上とする目標を掲げている。資源生産性を向上するためには、循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとして付加価値を最大化しながら、同時に、資源循環の取組を社会経済活動の中で主流化し、持続可能性が担保されない天然資源の投入量・消費量を抑制していくことが重要である。

2.成長志向型の資源自律経済戦略の概要

経済産業省では、2020 年 5 月に策定した「循環経済ビジョン 2020」で示した方向性を踏まえ、国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得に向けて、技術とルールイノベーションを促進する観点から総合的な政策パッケージとして、「成長志向型の資源自律経済戦略」を 2023 年 3 月 31 日に策定した。

成長志向型の資源自律経済の確立を通じたサーキュラーエコノミーへの移行は、非連続でチャレンジングなものであるが、経済的目標(経済成長)と社会的目標(経済安全保障、サステナビリティ、Well-Being(人間の幸福))を同時に実現する「新しい成長」に繋がるものであり、我が国が世界に先駆けて取り組んでいく必要がある。

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識として、1 資源制約・リスク(経済の自律性)、2 環境制約・リスク、3 成長機会、の 3 つの課題を図 1 のとおり整理した。1 資源制約・リスク(経済の自律性)については、世界のマテリアル需要の増大、供給が一部の国に集中しているマテリアルの存在、日本の資源自給率の低さといった課題がある。2 環境制約・リスクについては、廃棄物処理の困難性増大、カーボンニュートラル実現には原材料産業によ

コメント

新規
返信

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P3 1-2.段落1~4行目
“循環経済ビジョン2020と成長志向型への取り組み”については、おおいに賛同し、期待をしております。
【意見内容】
“成長志向”と“資源自立”なんとしてもマテリアルとして有用のみならず経済的には有効であることをクライテリア(判定判断の基準)に組み込みください。
返信

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P3 1-2.段落5~6行目
P4 1-2.段落1~2行目
“新しい成長に繋がる施策を我が国が先駆けて”については、おおいに賛同し、期待をしております。
【意見内容】
賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。
政策は、市井の経済循環を刺激し、結果的に全体最適の獲得を早め、それが循環資源の経済圏を構築し、少しでも外部不経済(循環経済圏の外側の社会、つまりは循環利用型社会圏への外部不経済)を、漸減していくものであれば、循環の輪っかは小さなものから大きいものへ。そして国内循環から友好的な関係国を巻き込む国際循環にすることができると信じます。その持続力を市井の経済原則、つまりは「神の見えざる手」、国富という領域を越えて、自律自動でまわる経済だと考えます。
返信

KH Koichi Hirata
【該当箇所】
P4 1-2.段落4~6行目
“資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題”については、おおいに賛同致します。
【意見内容】
賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。
1.資源制約リスクの観点はおおいに賛同致します。とはいえ廃棄物由来の再資源化商材を、出口市場を有する海外に輸出をせず、ハードLAW&ソフトLAWで国内に市場が、つまりは出口がないものまでを国内滞留させることはリスクがおおきいと感じます。経済の自立性、いわゆる経済安保の強化は喫緊の課題であり、本腰をいれるべきではありますが、前出の有効・有用資源のうち有用であることのみ意識を奪われないこと。そしてなによりも、枯渇性資源や独占性資源と同等で論じることは危うさを感じます。
2024/08/07 10:54
返信

約・リスク(経済の自律性)については、世界のマテリアル需要の増大、供給が一部の国に集中しているマテリアルの存在、日本の資源自給率の低さといった課題がある。2 環境制約・リスクについては、廃棄物処理の困難性増大、カーボンニュートラル実現には原材料産業による CO2 排出の削減が不可欠といった課題がある。3 成長機会については、資源自律経済への対応が遅れると多大な経済損失の可能性がある。世界全体のサーキュラーエコノミー関連市場は国内外で今後大幅に拡大していく見込みであり、2030 年までに 4.5 兆ドル、

2050 年に 25 兆ドルまで拡大するとの予測がある。日本国内においても 2020 年に 50 兆円であったサーキュラーエコノミー関連市場を 2030 年に 80 兆円、2050 年に 120 兆円まで拡大していくと目標を掲げている。

図 1 成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識

今後の方向性としては、サーキュラーエコノミーを通じた「価値循環(ヒト×モノ×カネ×データの有機的な循環)」に日本の「強み」を融合した「新しい成長」を実現すること、サーキュラーエコノミーを国民にとっての具体的な「価値」に繋げること(社会課題の市場経済化)、PaaS(Product as a Service:物のサービス化)等をはじめとする資源循環市場の創出(新たな伸長が期待されるビジネス類型)を進めていく。

政策対応のフレームワークとしては、ギア 1 競争環境整備(規制・ルール)、ギア 2CE ツールキット(政策支援)、ギア 3CE パートナースhip(産官学連携)を図 3 のとおりパッケージ化して、日本におけるサーキュラーエコノミーの市場化を加速し、国際競争力を獲得していく。

図 2 成長志向型の資源自律経済の確立のトランスマッション:3 つのギア

3.戦略策定後の取組

コメント

新規

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P3 1-2.段落5~6行目

P4 1-2.段落1~2行目

"新しい成長に繋がる施策を我が国が先駆けて"については、おおいに賛同し、期待をしております。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。

政策は、市井の経済循環を刺激し、結果的に全体最適の獲得を早め、それが循環資源の経済圏を構築し、少しでも外部不経済(循環経済圏の外側の社会、つまりは循環利用型社会圏への外部不経済)を、漸減していくものであれば、循環の輪っかは小さなものから大きいものへ。そして国内循環から友好的な関係国を巻き込む国際循環にすることができると信じます。その持続力を市井の経済原則、つまりは「神の見えざる手」、国富という領域を越えて、自律自動でまわる経済だと考えます。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 1-2.段落4~6行目

"資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題"については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。

1.資源制約リスクの観点はおおいに賛同致します。とはいえ廃棄物由来の再資源化商材を、出口市場を有する海外に輸出をせず、ハードLAW&ソフトLAWで国内に市場が、つまりは出口がないものまでを国内滞留させることはリスクがおおきいと感じます。経済の自立性、いわんや経済安保の強化は喫緊の課題であり、本腰をいれるべきではありますが、前出の有効・有用資源のうち有用であることのみを意識を奪われないこと。そしてなによりも、枯渇性資源や独占性資源と同列で論じることは危うさを感じます。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 1-2.段落6~8行目

"資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題"については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。

2.環境制約リスクの観点はおおいに賛同致します。欧米で言うところの「正の製品」と「負の製品」の仕分けを発展進化させるためにも必須な項目と推察します。一点、文中にある川上側の"カーボンニュートラル実現には原材料産業によるCO2排出削減"に加え、LCCO2の観点で、「カーボンニュートラル実現には原材料産業(つまりはいわゆる動脈産業)のみならず、処理再生のベストミックスを判断する根拠として、廃棄物をリサイクルする場合と例えばサーマルリカバリーする場合との処理再生行程(工程ではなく行程)のCO2排出把握も判断材料としていく」との追記を強く望みます。

2024/08/07 11:03

返信

約・リスク(経済の自律性)については、世界のマテリアル需要の増大、供給が一部の国に集中しているマテリアルの存在、日本の資源自給率の低さといった課題がある。2 環境制約・リスクについては、廃棄物処理の困難性増大、カーボンニュートラル実現には原材料産業による CO2 排出の削減が不可欠といった課題がある。3 成長機会については、資源自律経済への対応が遅れると多大な経済損失の可能性もある。世界全体のサーキュラーエコノミー関連市場は国内外で今後大幅に拡大していく見込みであり、2030 年までに 4.5 兆ドル、



2050 年に 25 兆ドルまで拡大するとの予測がある。日本国内においても 2020 年に 50 兆円であったサーキュラーエコノミー関連市場を 2030 年に 80 兆円、2050 年に 120 兆円まで拡大していくと目標を掲げている。

図 1 成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識

今後の方向性としては、サーキュラーエコノミーを通じた「価値循環(ヒト×モノ×カネ×データの有機的な循環)」に日本の「強み」を融合した「新しい成長」を実現すること、サーキュラーエコノミーを国民にとっての具体的な「価値」に繋げること(社会課題の市場経済化)、PaaS(Product as a Service:物のサービス化)等をはじめとする資源循環市場の創出(新たな伸長が期待されるビジネス類型)を進めていく。



政策対応のフレームワークとしては、ギア 1 競争環境整備(規制・ルール)、ギア 2CE ツールキット(政策支援)、ギア 3CE パートナースhip(産官学連携)を図 3 のとおりパッケージ化して、日本におけるサーキュラーエコノミーの市場化を加速し、国際競争力を獲得していく。



図 2 成長志向型の資源自律経済の確立のトランスマッション:3 つのギア

3.戦略策定後の取組

コメント

新規

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 1-2.段落4~6行目

"資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題"については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。

1.資源制約リスクの観点はおおいに賛同致します。とはいえ廃棄物由来の再資源化商材を、出口市場を有する海外に輸出をせず、ハードLAW&ソフトLAWで国内に市場が、つまりは出口がないものまでを国内滞留させることはリスクがおおいきいと感じます。経済の自立性、いわんや経済安保の強化は喫緊の課題であり、本腰をいれるべきではありますが、前出の有効・有用資源のうち有用であることのみを意識を奪われないこと。そしてなによりも、枯渇性資源や独占性資源と同列で論じることは危うさを感じます。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 1-2.段落6~8行目

"資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題"については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。

2.環境制約リスクの観点はおおいに賛同致します。欧米で言うところの「正の製品」と「負の製品」の仕分けを発展進化させるためにも必須な項目と推察します。一点、文中にある川上側の"カーボンニュートラル実現には原材料産業によるCO2排出削減"に加え、LCCO2の観点で、「カーボンニュートラル実現には原材料産業(つまりはいわゆる動脈産業)のみならず、処理再生のベストミックスを判断する根拠として、廃棄物をリサイクルする場合と例えばサーマルリカバリーする場合との処理再生行程(工程ではなく行程)のCO2排出把握も判断材料としていく」との追記を強く望みます。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 1-2.段落8~12行目

"資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題"については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。

資源自律政策については、周回遅れは実態経済の世界市場からの退場勧告、そして金融商品化した環境経済(CSR/SDGs/CSV/ESG)の格付が不当に低く見積もられるなどの不利益を被ります。EUの各種法令→規則→指令→決定→勧告は、そのエリアに商材を提供する企業のみならず、欧米人を投資家として関係するドメスティック企業についても、大事な成績表になるわけですから。

2024/08/07 11:10

返信

約・リスク(経済の自律性)については、世界のマテリアル需要の増大、供給が一部の国に集中しているマテリアルの存在、日本の資源自給率の低さといった課題がある。2 環境制約・リスクについては、廃棄物処理の困難性増大、カーボンニュートラル実現には原材料産業による CO2 排出の削減が不可欠といった課題がある。3 成長機会については、資源自律経済への対応が遅れると多大な経済損失の可能性がある。世界全体のサーキュラーエコノミー関連市場は国内外で今後大幅に拡大していく見込みであり、2030 年までに 4.5 兆ドル、



2050 年に 25 兆ドルまで拡大するとの予測がある。日本国内においても 2020 年に 50 兆円であったサーキュラーエコノミー関連市場を 2030 年に 80 兆円、2050 年に 120 兆円まで拡大していくと目標を掲げている。

図 1 成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識

今後の方向性としては、サーキュラーエコノミーを通じた「価値循環(ヒト×モノ×カネ×データの有機的な循環)」に日本の「強み」を融合した「新しい成長」を実現すること、サーキュラーエコノミーを国民にとっての具体的な「価値」に繋げること(社会課題の市場経済化)、PaaS(Product as a Service:物のサービス化)等をはじめとする資源循環市場の創出(新たな伸長が期待されるビジネス類型)を進めていく。



政策対応のフレームワークとしては、ギア 1 競争環境整備(規制・ルール)、ギア 2CE ツールキット(政策支援)、ギア 3CE パートナシップ(産官学連携)を図 3 のとおりパッケージ化して、日本におけるサーキュラーエコノミーの市場化を加速し、国際競争力を獲得していく。



図 2 成長志向型の資源自律経済の確立のトランスマッション:3 つのギア

3.戦略策定後の取組

コメント

新規

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 1-2.段落6~8行目

"資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題"については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。

2.環境制約リスクの観点はおおいに賛同致します。欧米で言うところの「正の製品」と「負の製品」の仕分けを発展進化させるためにも必要な項目と推察します。一点、文中にある川上側の"カーボンニュートラル実現には原材料産業によるCO2排出削減"に加え、LCCO2の観点で、「カーボンニュートラル実現には原材料産業(つまりはいわゆる動脈産業)のみならず、処理再生のベストミックスを判断する根拠として、廃棄物をリサイクルする場合と例えばサーマルリカバリーする場合との処理再生行程(工程ではなく行程)のCO2排出把握も判断材料としていく」との追記を強く望みます。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 1-2.段落8~12行目

"資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題"については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。

資源自律政策については、周回遅れは実態経済の世界市場からの退場勧告、そして金融商品化した環境経済(CSR/SDGs/CSV/ESG)の格付が不当に低く見積もられるなどの不利益を被ります。EUの各種法令→規則→指令→決定→勧告は、そのエリアに商材を提供する企業のみならず、欧米人を投資家として関係するドメスティック企業についても、大事な成績表になるわけですから。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 1-2.図1の下側段落1~5行目

"資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題"については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。

社会課題の解決をも成し遂げる商品・サービスなどのビジネスが、消費者に効能(その機能と効果)を理解され、価格のみではない観点で選択される世の中、そして我が国よりも後発追従の諸外国に、市場メカニズムの高構造と良構造として伝播普及していくことは、我が国の戦略的位置付け(プレゼンス)を高めることとなります。なので、目指す頂としては賛同します。あと「手段と目的が入れ替わり手段の目的化」になることを回避して、小さな成功例(つまりは小さな循環の渦)を促進加速する政策を投入頂き、その小さな渦が大きな渦になっていくことへの担い手は、市場の存在するいわゆる神の手に任せるべきと考えます。

2024/08/09 1:13

返信

約・リスク(経済の自律性)については、世界のマテリアル需要の増大、供給が一部の国に集中しているマテリアルの存在、日本の資源自給率の低さといった課題がある。2 環境制約・リスクについては、廃棄物処理の困難性増大、カーボンニュートラル実現には原材料産業による CO2 排出の削減が不可欠といった課題がある。3 成長機会については、資源自律経済への対応が遅れると多大な経済損失の可能性がある。世界全体のサーキュラーエコノミー関連市場は国内外で今後大幅に拡大していく見込みであり、2030 年までに 4.5 兆ドル、



2050 年に 25 兆ドルまで拡大するとの予測がある。日本国内においても 2020 年に 50 兆円であったサーキュラーエコノミー関連市場を 2030 年に 80 兆円、2050 年に 120 兆円まで拡大していくと目標を掲げている。

図 1 成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識

今後の方向性としては、サーキュラーエコノミーを通じた「価値循環(ヒト×モノ×カネ×データの有機的な循環)」に日本の「強み」を融合した「新しい成長」を実現すること、サーキュラーエコノミーを国民にとっての具体的な「価値」に繋げること(社会課題の市場経済化)、PaaS(Product as a Service:物のサービス化)等をはじめとする資源循環市場の創出(新たな伸長が期待されるビジネス類型)を進めていく。



政策対応のフレームワークとしては、ギア 1 競争環境整備(規制・ルール)、ギア 2CE ツールキット(政策支援)、ギア 3CE パートナシップ(産官学連携)を図 3 のとおりパッケージ化して、日本におけるサーキュラーエコノミーの市場化を加速し、国際競争力を獲得していく。



図 2 成長志向型の資源自律経済の確立のトランスマッション:3 つのギア

3.戦略策定後の取組

コメント

新規

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 1-2.段落8~12行目

“資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題”については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。資源自律政策については、周回遅れは実態経済の世界市場からの退場勧告、そして金融商品化した環境経済(CSR/SDGs/CSV/ESG)の格付が不当に低く見積もられるなどの不利益を被ります。EUの各種法令→規則→指令→決定→勧告は、そのエリアに商材を提供する企業のみならず、欧米人を投資家として関係するドメスティック企業についても、大事な成績表になるわけですから。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 1-2.図1の下側段落1~5行目

“資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題”については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。社会課題の解決をも成し遂げる商品・サービスなどのビジネスが、消費者に効能(その機能と効果)を理解され、価格のみではない観点で選択される世の中、そして我が国よりも後発追従の諸外国に、市場メカニズムの高構造と良構造として伝搬普及していくことは、我が国の戦略的位置付け(プレゼンス)を高めることとなります。なので、目指す頂としては賛同します。あと「手段と目的が入れ替わり手段の目的化」になることを回避して、小さな成功例(つまりは小さな循環の渦)を促進加速する政策を投入頂き、その小さな渦が大きな渦になっていくことへの担い手は、市場の存在するいわゆる神の手に任せるべきと考えます。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 1-2.図1の下側段落6~8行目

“資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題”については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。旗だけ振るのではなく、ギアチェンジしていく手法は大賛成です。九州北海道の半導体製造セグメントへの思い切った政府投融資など。過去の通産省にては「禁じ手」であった手法です。省みて現在までは他国が民間に思い切った政府資金を投入しています。なので、この流れを定着させて予算規模を拡大していくトレンドには賛同します。

2024/08/09 1:19

返信

3.戦略策定後の取組

戦略策定を踏まえて、まず、2023年9月にCEに関する産官学のパートナーシップを立ち上げた。サーキュラーエコノミーへの非連続なトランジションを実現するに当たっては、個社ごとの取組だけでは経済合理性を確保できないことから、関係主体の連携による協調領域の拡張が必須である。国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画するパートナーシップを立ち上げ、ビジョン・ロードマップ策定、CE情報流通プラットフォーム構築、地域循環モデル構築、その他の個別テーマ(標準化、マーケティング、プロモーション、国際連携、技術検討等)について検討していく。

また、CE情報プラットフォーム構築を進め、2025年の立ち上げを目指す。国民・企業の行動変容や政策的措置のためにも、循環に必要な製品・素材の情報(LCAによるCFP、再生材利用率等)や循環実態の「可視化」が重要な鍵となる。現在検討が進んでいる国内外の先行事例をユースケースに位置づけ、共通データフォーマットやプラットフォーム間の相互連携インターフェース等について検討していく。

さらに、動静脈連携の加速に向けた制度整備を行っていく。3Rを前提とした静脈産業に焦点を当てた政策に加え、「動静脈連携」を基本とするサーキュラーエコノミー型に政策体系を

刷新する必要がある。産業構造審議会の下に「資源循環経済小委員会」を立ち上げ、3R関連の法制の拡充・強化について、2023年9月から検討を開始した。

II.諸外国の循環経済を巡る動向

近年、諸外国では循環経済への推進に向けた取組が加速している。例えば、欧州では、強制力のあるサーキュラーエコノミー関連規制の導入により、計画経済的な市場形成が進んでいる。EUは2020年に「サーキュラエコノミーアクションプラン」を打ち出しており、新たな産

コメント

新規

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 I-2.図1の下側段落1~5行目

“資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題”については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。社会課題の解決をも成し遂げる商品・サービスなどのビジネスが、消費者に効能(その機能と効果)を理解され、価格のみではない観点で選択される世の中、そして我が国よりも後発追従の諸外国に、市場メカニズムの高構造と良構造として伝搬普及していくことは、我が国の戦略的位置付け(プレゼンス)を高めることとなります。なので、目指す頂としては賛同します。あと「手段と目的が入れ替わり手段の目的化」になることを回避して、小さな成功例(つまりは小さな循環の渦)を促進加速する政策を投入頂き、その小さな渦が大きな渦になっていくことへの担い手は、市場の存在するいわゆる神の手に任せるべきと考えます。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P4 I-2.図1の下側段落6~8行目

“資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題”については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。旗だけ振るのではなく、ギアチェンジしていく手法は大賛成です。九州北海道の半導体製造セグメントへの思い切った政府投融資など。過去の通産省にては「禁じ手」であった手法です。省みて現在までは他国が民間に思い切った政府資金を投入しています。なので、この流れを定着させて予算規模を拡大していくトレンドには賛同します。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P5 I-3.図2の下側段落1~6行目

“戦略策定後の取り組み”については、おおいに賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。ギアチェンジを臨機応変にしていく。つまりはスピードが乗ってきたらシフトアップして更に加速する。弊害がおきたらスピードよりトルクを優先してシフトダウンしていく。そんな巡航のためにも、パートナーシップの求心力、そして周りを巻き込んでいく(仲間を増やしていく意味で)遠心力の使い分けを何卒お願い致します。

2024/08/09 1:25

返信

3.戦略策定後の取組

戦略策定を踏まえて、まず、2023年9月にCEに関する産官学のパートナーシップを立ち上げた。サーキュラーエコノミーへの非連続なトランジションを実現するに当たっては、個社ごとの取組だけでは経済合理性を確保できないことから、関係主体の連携による協調領域の拡張が必須である。国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画するパートナーシップを立ち上げ、ビジョン・ロードマップ策定、CE情報流通プラットフォーム構築、地域循環モデル構築、その他の個別テーマ(標準化、マーケティング、プロモーション、国際連携、技術検討等)について検討していく。

また、CE情報プラットフォーム構築を進め、2025年の立ち上げを目指す。国民・企業の行動変容や政策的措置のためにも、循環に必要な製品・素材の情報(LCAによるCFP、再生材利用率等)や循環実態の「可視化」が重要な鍵となる。現在検討が進んでいる国内外の先行事例をユースケースに位置づけ、共通データフォーマットやプラットフォーム間の相互連携インターフェース等について検討していく。

さらに、動静脈連携の加速に向けた制度整備を行っていく。3Rを前提とした静脈産業に焦点を当てた政策に加え、「動静脈連携」を基本とするサーキュラーエコノミー型に政策体系を

刷新する必要がある。産業構造審議会の下に「資源循環経済小委員会」を立ち上げ、3R関連の法制の拡充・強化について、2023年9月から検討を開始した。

II.諸外国の循環経済を巡る動向

近年、諸外国では循環経済への推進に向けた取組が加速している。例えば、欧州では、強制力のあるサーキュラーエコノミー関連規制の導入により、計画経済的な市場形成が進んでいる。EUは2020年に「サーキュラーエコノミーアクションプラン」を打ち出しており、新たな産

コメント

新規

KH

Koichi Hirata
【該当箇所】
P4 I-2.図1の下側段落6~8行目
"資源制約リスク/環境制約リスク/成長機会の3つの課題"については、おおいに賛同致します。
【意見内容】
賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。
旗だけ振るのではなく、ギアチェンジしていく手法は大賛成です。九州北海道の半導体製造セグメントへの思い切った政府投融資など。過去の通産省にては「禁じ手」であった手法です。省みて現在までは他国が民間に思い切った政府資金を投入しています。なので、この流れを定着させて予算規模を拡大していくトレンドには賛同します。

返信

KH

Koichi Hirata
【該当箇所】
P5 I-3.図2の下側段落1~6行目
"戦略策定後の取り組み"については、おおいに賛同致します。
【意見内容】
賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。
ギアチェンジを臨機応変にしてい。つまりはスピードが乗ってきたらシフトアップして更に加速する。弊害がおきたらスピードよりトルクを優先してシフトダウンしていく。そんな巡航のためにも、パートナーシップの求心力、そして周りを巻き込んでいく(仲間を増やしていく意味で)遠心力の使い分けを何卒お願い致します。

返信

KH

Koichi Hirata
【該当箇所】
P5 I-3.図2の下側段落7~15行目
"戦略策定後の取り組み"については、おおいに賛同致します。
【意見内容】
賛同し、期待したうえで、アプローチについて意見です。
3Rのうち失敗すると環境負荷がとてつもなく高いのがリサイクルだと考えます。なぜならリデュース発生抑制はほぼ失敗なく環境配慮設計となります。またリユース長寿命化(機能寿命を物理寿命に近づけること&物理寿命を延ばして廃棄再生のステージを遠のかせていくこと)も製品のリユース市場とメンテナンス体制を整えればそれほど難しくはありません。一点、リサイクル再資源化は、一旦製品を分別分級し再資源化商材に仕上げていくわけですから、出口のないリサイクル商材が不良在庫になって使われずに廃棄される可能性もあります。つまりはエネルギーなど(ヒトモノカネ)を浪費してしまう恐れがあります。なので、取り掛かる前に出口市場の機運醸成をすること、そして目下の人類の課題である気候変動への対策、具体的にはLCCO2のシミュレーションツールやサービスの比較対象性を高めるべく、ツールは早急に官製準備が必要だと強く思います。そうでないとヴァージンを使わないとの美名のもと、回らない循環経済となって、それが循環型社会の外部不経済の増大を招いてしまう恐れがありますから。リサイクル商材がよくなれば若しくはインセンティブをちらつかせれば、はたまた課税罰金などの武器を使えば、出口市場が創造できるという願望のみでは危うい未来しかありません。

2024/08/09 1:39

返信

刷新する必要がある。産業構造審議会の下に「資源循環経済小委員会」を立ち上げ、3R 関連の法制の拡充・強化について、2023 年 9 月から検討を開始した。

II. 諸外国の循環経済を巡る動向

近年、諸外国では循環経済への推進に向けた取組が加速している。例えば、欧州では、強制力のあるサーキュラーエコノミー関連規制の導入により、計画経済的な市場形成が進んでいる。EU は 2020 年に「サーキュラーエコノミーアクションプラン」を打ち出しており、新たな産業や雇用を生み出すための「市場創造型」の国家的発展戦略となっている。↓
欧州が提唱する CE 政策は、廃棄物や汚染の問題、更には、気候変動や生物多様性などの幅広い環境問題に対処するための環境側面の政策として位置づけられているが、それだけでなく、鉱物資源など重要原材料(Critical Raw Material)の確保や、経済成長や雇用促進を目的とする「経済戦略」としても位置づけられている。EU の CE 政策によって、域内の資源循環を確立させることで域外への資源依存からの脱却と参入障壁の構築を目指す狙いである。EU の CE 政策は、輸入品にも同様に適用され、最終製品中に含まれる部品も含め、EU のルールに適合していない製品については上市が認められなくなることから、今後、欧州市場に関与する日系企業は「EU 則った CE 型ビジネスモデル」を考慮してビジネス戦略を構築していく必要に迫られることになる。

またグローバル企業は SDGs を自社の経営戦略の一つに据える中で既に CE についてもビジネスチャンスと捉え、課題解決を自社の成長と企業価値の向上に結び付けている。そしてこれを後押しするのが、グローバルな ESG(環境・社会・ガバナンス)投資の潮流である。今後、企業は環境問題・社会課題の解決に関して、CSR(企業の社会的責任)の観点でとらえるのではなく、CSV(Creating Shared Value)、すなわち「企業が社会ニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、その結果として経済価値も創造されるもの」の観点で取り組まなければならない。自ら市場創造をリードするイノベーションを戦略的に仕掛け、事業そのもので課題解決に取り組む必要がある。

以下に海外における主な CE 政策・動向について紹介する。

1.再生材利用の促進

(1) EU の循環経済政策における再生材利用の加速

欧州委員会は、持続可能な成長に向けた「欧州グリーンディール」の主要な構成要素の 1 つとして、2020 年 3 月に新しい「サーキュラーエコノミー行動計画 (CEAP)」を採択し、これに基づいてた CE に関する各種規制の見直しや統合が進行中である。その一環として、再生材の利用に係る最低要求基準の設定が一般的になっている。

コメント

新規

ス長寿命化（機能寿命を物理寿命に近づけること&物理寿命を延ばして廃棄再生のステージを遠のかせていくこと）も製品のリユース市場とメンテナンス体制を整えればそれほど難しくはありません。一点、リサイクル再資源化は、一旦製品を分別分級し再資源化商材に仕上げていくわけですから、出口のないリサイクル商材が不良在庫になって使われずに廃棄される可能性もあります。つまりはエネルギーなど（ヒトモノカネ）を浪費してしまう恐れがあります。なので、取り掛かる前に出口市場の機運醸成をすること、そして目下の人類の課題である気候変動への対策、具体的にはLCCO2のシミュレーションツールやサービスの比較対象性を高めるべく、のツールは早急に官製準備が必要だと強く思います。そうでないとヴァージンを使わないとの美名のもと、回らない循環経済となって、それが循環型社会の外部不経済の増大を招いてしまう恐れがありますから。リサイクル商材がよくなれば若しくはインセンティブをちらつかせれば、はたまた課税罰金などの武器を使えば、出口市場が創造できるという願望のみでは危うい未来しかありません。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P5~p12 II.“諸外国の循環経済を巡る動向”については、大変参考になりました。対処スタンスについても賛同致します。

【意見内容】

賛同し、期待したうえで、役割分担等アプローチについて意見です。

欧州並びに米国に商品サービスを提供する企業においては、津波のように押し寄せるハードLAWとソフトLAWを場当たりの・部分最適的に順法（従順的に従うコンプライアンス）的に、対処することは避けなければなりません。

その場面で、必要なことは、個別な逐条対応を是とせず、遵法（読みは「順法：じゅんぼう」と同じであっても）胆識に据えて、対応せねばなりません。欧米の組織化され、正義正当にみえるロジックに対して、盲目的金科玉条で、従順的にはならず、そのルールが目指す“あるべき姿”を念頭に、総論が賛成でも各論若しくは核心にせまるかく論にては、真正面から議論を尽くして、国益を確保する姿勢を、これまで以上に貫いていただきたいと思います。

ご高配のごとく、EUにて各種のハードLAWとソフトLAWつまりはEU法令：規則Regulation≪指令Directive≪決定Decision≪勧告Recommendationが発効されるたびに、「総論は賛成！」であるも、合意したにみえる各論を進行形で議論し続ける傾向があります。

つまりは、実際は各国並びに各国を代表する企業の請託をうけた業団体が、各論をより具体的に、核心に迫るかく論化して、提訴行為をおこない欧州連合司法裁判所にての調整が後追いでおこなわれ、決めてから議論を煮詰める姿勢を是としているのです。「ルールは決まったら黙って従う。相違点や実際との乖離点があっても、議論にせず、ともすると見せかけだけの（例えばデータ改ざんなどの自己処理の方が）適用の方が楽といった風潮を払拭することも含め、日本側企業も心得なければなりません。まさに、議論の輪に入れず傍観しがちな日本側企業からみると、ルールに正面から従っていたら、知らない間にルールが日本側企業にとっては、不利な方向に微調整され、「正直ものが馬鹿をみる」側面の理解が勘所になります。

とはいえ、津波のようなそれらを、たとえ現地に出先法人があったとしても、そして所属する業団体が専門筋で筋読みをしても、全体最適に理解し、ロードマップやマイルストーン、メルクマールを適切に投錨していくのは困難です。（当職もWEEE&RoHSで苦勞をしました）

その意味で、本章“II”に記述された内容は、今回の当該中間とりまとめ（案）の公開とそのパブコメ相上により耳目を集められたことはとても良い流れと考えます。

いうまでもなく諸外国のハードLAWとソフトLAWへの対応は、なにも彼の地にてビジネスを展開する企業のみならず、彼の地の出身となる投資家からのESG投資を誘導するうえでも要諦です。

なので、成長志向型と自律経済を標榜するなかでは、特段にMETI専門部局でなければ解説できない、当該コンプライアンスの連続的な津波を、立体的に解説する仕組みをご準備いただきたいです。

そしてそれには、民間や第三者機関となるフォーラムやコミッティでは到達できない三識(知識-意識-見識)を生かした情報提供、そして慌てず騒がず、でも急いでトップを走る胆力（胆識）をも組み込まれたいと強く思います。

2024/08/09 2:50

返信

ムワークを策定し、リスクと機会を特定することで、各企業がサーキュラリティのための優先事項を決定し、目標を設定することである。CTI のフレームワークは、企業の管理範囲内でのマテリアルフローの評価を基本として、資源の効率性に関する指標と循環型ビジネスによる付加価値の評価を組み合わせている。

図 10 WBCSD Circular Transition Index(v4)における指標群

III.資源循環経済小委員会での制度見直しにあたっての視点・考え方

1.線形経済の問題点

- 素材:グリーンで資源リスクの低い素材への適切な評価がなく、価格が高いため、製品メーカーに調達してもらえない。安価なバージン品に依存、国富流出や資源リスクに晒され続ける。
- 製品:完成品市場での国際的な競争圧力に晒されており、追加的なコストを支払ってグリーンで資源リスクの低い素材を調達しても、消費者に購入してもらえない。
- 消費:変わりにくい消費行動(環境価値が可視化されていない、新品・所有への根強いこだわり)。このため、非所有型の as a Service 市場や二次流通市場の発達は一部の製品に限られ、資産効率の改善余地(長期利用・稼働率改善・資産価値向上)が大きい。

上記のとおり、線形経済は「天然資源強国」に富が集中し、資源調達に係る地政学的リスクに直結する。また、環境価値が適切に評価されなければ、環境・労働規制が緩い第三国に需要が流出するリスクがある(底辺への競争)。線形経済が、国富、産業競争力、経済安全保障を損なう結果となっている。

気候変動や天然資源の枯渇が国際社会において喫緊の課題として挙げられる中、循環経済に移行していく国際的な潮流は今後も変わらず、循環経済の市場拡大を日本の経済成長に取り込んでいくことが重要である。日本が世界に先駆けて線形経済から循環経済に移行し、国内で再生材が供給される環境をつくることで、日本が再生材やグリーン製品の生産拠点のマザーマーケットとなることを目指す。日本は、世界的にも高いリサイクル技術を有し、国際競争力を高めるチャンスであるとともに、天然資源小国ゆえに再生材利用の伸長は国富の流出防止や経済安全保障の改善に直結する。ゆえに、日本こそ、成長戦略として、再生材の市場構築を主体的に進めるべきである。

コメント

新規

KH Koichi Hirata

【該当箇所】 P5~p12 II."諸外国の循環経済を巡る動向"については、大変参考になりました。対処スタンスについても賛同致します。

【意見内容】 賛同し、期待したうえで、役割分担等アプローチについて意見です。

欧州並びに米国に商品サービスを提供する企業においては、津波のように押し寄せるハードLAWとソフトLAWを場当たりの・部分最適的に順法（従順的に従うコンプライアンス）的に、対処することは避けなければなりません。

その場面で、必要なことは、個別な逐条対応を是とせずに、遵法（読みは「順法：じゅんぽう」と同じであっても）胆識に据えて、対応せねばなりません。欧米の組織化され、正義正当にみえるロジックに対して、盲目的金科玉条で、従順的にはならず、そのルールが目指す"あるべき姿"を念頭に、総論が賛成でも各論若しくは核心にせまるかく論にては、真正面から議論を尽くして、国益を確保する姿勢を、これまで以上に貫いていただきたいと思ひます。

ご高配のごとく、EUにて各種のハードLAWとソフトLAWつまりはEU法令：規則Regulation≪指令Directive≪決定Decision≪勧告Recommendationが発効されるたびに、「総論は賛成！」であるも、合意したにみえる各論を進行形で議論し続ける傾向があります。

つまりは、実際は各国並びに各国を代表する企業の請託をうけた業団体が、各論をより具体的に、核心に迫るかく論化して、提訴行為をおこない欧州連合司法裁判所にての調整が後追いでおこなわれ、決めてから議論を煮詰める姿勢を是としているのです。「ルールは決まったら黙って従う。相違点や実際の乖離点があっても、議論にせず、ともすると見せかけだけの（例えばデータ改ざんなどの自己処理の方が）適用の方が楽といった風潮を払拭することも含め、日本側企業も心得なければなりません。まさに、議論の輪に入らず傍観しがちな日本側企業から見ると、ルールに正面から従っていたら、知らない間にルールが日本側企業にとっては、不利な方向に微調整され、「正直ものが馬鹿をみる」側面の理解が勘所になります。

とはいえ、津波のようなそれらを、たとえ現地に先法人があったとしても、そして所属する業団体が専門筋で筋読みをしても、全体最適に理解し、ロードマップやマイルストーン、メルクマールを適切に投錨していくのは困難です。（当職もWEEE&RoHSで苦勞をしました）

その意味で、本章"II"に記述された内容は、今回の当該中間とりまとめ（案）の公開とそのパブコメ相上により耳目を集められたことはとても良い流れと考えます。

いうまでもなく諸外国のハードLAWとソフトLAWへの対応は、なにも彼の地にてビジネスを展開する企業のみならず、彼の地の出身となる投資家からのESG投資を誘導するうえでも要諦です。

なので、成長志向型と自律経済を標榜するなかでは、特段にMETI専門部局でなければ解説できない、当該コンプライアンスの連続的な津波を、立体的に解説する仕組みをご準備いただきたいです。

そしてそれには、民間や第三者機関となるフォーラムやコミッティでは到達できない三識(知識-意識-見識)を生かした情報提供、そして慌てず騒がず、でも急いでトップを走る胆力（胆識）をも組み込まれたいと強く思ひます。

返信

KH Koichi Hirata

章立てIIIへの該当箇所への意見内容については、前出のI.IIとは異なるスタンスというか視点、視座、視界、視程を備えることが必須である。なぜならIIIの章立ては、今後（仮案）から（正案）、（案）が取れてのハードLAW若しくはソフトLAWに立法展開・行政展開するにあたり、具体的なインセンティブの与え方とその対象や忌避規制をすべしな、つまりは目的を毀損する排除排斥すべき経済活動を区分けしていくステージとなるからである。言い換えれば、当該中間とりまとめが、題目タイトル（掲題でもよいが）に掲げた"成長志向型"の「成長」たる所以、それと"資源自律"の「自律」たる所以については、その定義についてGDPやGNI（旧来呼称でいうところのGNP）の境界線とその積み上げのための経済政策そのものの組み立てに踏み込んでいくものであるから。就中、巷間伝聞情報のごとく、「廃棄物由来の再生資源化若しくは再生資源商材を海外市場に投入していくことは国富の流出であり、その流血をまず止め、その後に行き場を失った再生資源化ビジネスが高度化されて、国内に見向きもされるような再生資源化商材となって、国内循環が勃興していく"ような流言飛語を抑制して、本来の"あるべき姿"に突き進むことが必須であるからと考えます。

2024/08/09 3:01

返信

ムワークを策定し、リスクと機会を特定することで、各企業がサーキュラリティのための優先事項を決定し、目標を設定することである。CTI のフレームワークは、企業の管理範囲内でのマテリアルフローの評価を基本として、資源の効率性に関する指標と循環型ビジネスによる付加価値の評価を組み合わせている。

図 10 WBCSD Circular Transition Index(v4)における指標群

III.資源循環経済小委員会での制度見直しにあたっての視点・考え方

1.線形経済の問題点

- 素材:グリーンで資源リスクの低い素材への適切な評価がなく、価格が高いため、製品メーカーに調達してもらえない。安価なバージン品に依存、国富流出や資源リスクに晒され続ける。
- 製品:完成品市場での国際的な競争圧力に晒されており、追加的なコストを支払ってグリーンで資源リスクの低い素材を調達しても、消費者に購入してもらえない。
- 消費:変わりにくい消費行動(環境価値が可視化されていない、新品・所有への根強いこだわり)。このため、非所有型の as a Service 市場や二次流通市場の発達は一部の製品に限られ、資産効率の改善余地(長期利用・稼働率改善・資産価値向上)が大きい。

上記のとおり、線形経済は「天然資源強国」に富が集中し、資源調達に係る地政学的リスクに直結する。また、環境価値が適切に評価されなければ、環境・労働規制が緩い第三国に需要が流出するリスクがある(底辺への競争)。線形経済が、国富、産業競争力、経済安全保障を損なう結果となっている。

気候変動や天然資源の枯渇が国際社会において喫緊の課題として挙げられる中、循環経済に移行していく国際的な潮流は今後も変わらず、循環経済の市場拡大を日本の経済成長に取り込んでいくことが重要である。日本が世界に先駆けて線形経済から循環経済に移行し、国内で再生材が供給される環境をつくることで、日本が再生材やグリーン製品の生産拠点のマザーマーケットとなることを目指す。日本は、世界的にも高いリサイクル技術を有し、国際競争力を高めるチャンスであるとともに、天然資源小国ゆえに再生材利用の伸長は国富の流出防止や経済安全保障の改善に直結する。ゆえに、日本こそ、成長戦略として、再生材の市場構築を主体的に進めるべきである。

コメント

新規

KH Koichi Hirata

【該当箇所】
P12 III-1.図10の下側段落1~7行目
"線形経済の問題点"については、当該小委員会の議論が向いている「方角」には賛同致します。

【意見内容】
議論の「方角（360度で刻まれた方向ではなく、東西南北の方角方位の意味）」に賛同します。ご高配の通り、「大量生産・大量販売・多量廃棄」の二十世紀型ビジネスが、二十一世紀、つまりは「環境の世紀」を迎え、我が国の「循環型社会形成のための法制度と3R政策（経済産業省 資源循環ハンドブック各年度版より引用）」において、法制度を単純化して述べれば、廃棄物・3Rを司る法制度も、循環型社会推進基本法を頂きに、「廃棄物の適正処理を担う廃棄物処理法（環境省専管）」と「3Rの推進を担う資源有効利用促進法（経産省専管）」の二つの流れを組み込み、その下段に「最終処分場の残余量の確保・逼迫の回避を"あるべき姿"と置いた...容器包装R法/家電R法/食品R法/建設R法/自動車R法の旧来から継続の"継続リサイクル5法"と「中国レアメタルとレアアース政治的思考による禁輸措置を端緒にした経済的に有効かつマテリアルとして有用な資源の確保を"あるべき姿"と置いた小型家電R法の"新リサイクル1法"が位置し、最下段に「等の字が三つある 国等の環境物品等の調達推進等の...いわゆるグリーン購入法」が基礎をかためています。その陣営を誇ってみても、それが四半世紀経ても、大きな循環にはほど遠い現状であることは、枚挙にいとまがありませんし、横たわる課題も一般的には、●の箇条書、「素材」、「製品」、「消費」の各セグメントに当たると理解し納得し、課題の抽出としては大きく賛同致します。

しかしながら、当該中間とりまとめ、は"中間"として今般のバブコメ意見聴取を経て、(仮案)から(正案)、(案)が取れてのハードLAW若しくはソフトLAWに立法展開・行政展開がなされていく流れにあるわけですから、次の点について、エビデンスを含め精査をいただき、イメージ重視の定性的な表現ではなく、単位のついている比較対象可能な数値をもった定量的な土俵にのせての判断を強く望みます。公開された議事録も拝読しておりますが、小委員会にての議論資料が公開資料や議事録をすべて反映していないことは、小職の経験上付度理解のうえで、此処に疑問点を意見として記述致します。意見聴取の場にそぐわないことは承知しておりますが、ここを看過すると方角は合っている方向(ベクトル)やそれによって想起し勢いづく潮流(トレンド)が迷走し、隘路へと突き進む恐れもありため、何卒ご配慮と議論の場面のご準備をお願い致します。

意見を述べるにあたっての不足項目"・素材"(質問)：
 い)"・素材"にある「適切な評価」の「適切」とは何をどの程度のことを指すのか？
 る)"・素材"にある「価格が高い」の「高い」とは何をどの程度のことを指すのか？
 は)"・素材"にある「調達してもらえない」の「もらえない」とは何をどの程度のことを指すのか？
 に)"・素材"にある「安価なバージン」の「安価」とは何をどの程度のことを指すのか？
 ほ)"・素材"にある「依存」とは何をどの程度のことを指すのか？
 へ)"・素材"にある「国富流出」の「国富」とは何を指すのか？
 と)"・素材"にある「資源リスク」の「リスク」とは何をどの程度のことを指すのか？

意見を述べるにあたっての不足項目"・製品"(質問)：
 い)"・製品"にある「グリーン」の「グリーン（一般論でいうと環境にやさしい環境配慮されたの意味）」と何を、例えばLCCO2なのか？LCCなのか？それともクリーン（奴隷労働等の人権的な、いわゆるエシカル志向のものなど、どの程度のことを指すのか？
 る)"・製品"にある「資源リスク」の「リスク」とは何をどの程度のことを指すのか？例えば、一般的に企業からみると必要なことは、「どんなリスクが存在しているのか？」を抽出し、それがどの程度のリスクであって、それはどの程度までは許容し、コントロールできて、どこまで上昇したら許容範囲をこえて、新たな対応をしていくのかを考えるものであり、リスクとリターンを天秤にかけていく...これが提示されないと全体最適な"我が国"を為し得ない。
 は)"・製品"にある「消費者に購入してもらえない」の「もらえない」とは何をどの程度のことを指すのか？それは再資源化率が低いからなのか？若しくは国内調達の再資源化率が低いからなのか？それとも、SDGsの掲げるパネル12「つくる責任と使う責任」の両方であるのか？それは「意識」なのか？「行動経済」に類するものなのか？

意見を述べるにあたっての不足項目"・消費"(質問)：
 い)"・消費"にある「変わりにくい消費行動を変えるための一助として、可視化する環境価値」の「環境価値」とは何をどの程度のことを指すのか？
 る)"・消費"にある「変わりにくい消費行動を変えるための一助として、打破すべき新品所有へのこだわり」の「こだわる（つまりそれも価値）」と何をどの程度のことを指すのか？新品購入にこだわる価値を打破した場合に、再生資源を調達し、前出の"素材"や"製造"の問題点を解決した覇者であるはずの、製造流通事業者は、「その新品が売れなくなる消費行動」にどう対峙する想定であるのか？また経済全体の循環（循環経済ではなく経済の輪っか）にどの程度の「リスク」があって、どの程度の「裨益（ひえき：便益や利得）」があって、それはどの程度まで管理可能であるのか？
 は)"・消費"にある「資産効率の改善余地」の「改善余地のある資産」とは何を指すのか？
 に)"・消費"にある「資産効率の改善余地」の「改善」とは何をどの程度のことを指すのか？

2024/08/10 19:24

返信

編集

ムワークを策定し、リスクと機会を特定することで、各企業がサーキュラリティのための優先事項を決定し、目標を設定することである。CTI のフレームワークは、企業の管理範囲内でのマテリアルフローの評価を基本として、資源の効率性に関する指標と循環型ビジネスによる付加価値の評価を組み合わせている。

図 10 WBCSD Circular Transition Index(v4)における指標群

III.資源循環経済小委員会での制度見直しにあたっての視点・考え方

1.線形経済の問題点

- 素材:グリーンで資源リスクの低い素材への適切な評価がなく、価格が高いため、製品メーカーに調達してもらえない。安価なバージン品に依存、国富流出や資源リスクに晒され続ける。
- 製品:完成品市場での国際的な競争圧力に晒されており、追加的なコストを支払ってグリーンで資源リスクの低い素材を調達しても、消費者に購入してもらえない。
- 消費:変わりにくい消費行動(環境価値が可視化されていない、新品・所有への根強いこだわり)。このため、非所有型の as a Service 市場や二次流通市場の発達は一部の製品に限られ、資産効率の改善余地(長期利用・稼働率改善・資産価値向上)が大きい。

上記のとおり、線形経済は「天然資源強国」に富が集中し、資源調達に係る地政学的リスクに直結する。また、環境価値が適切に評価されなければ、環境・労働規制が緩い第三国に需要が流出するリスクがある(底辺への競争)。線形経済が、国富、産業競争力、経済安全保障を損なう結果となっている。

気候変動や天然資源の枯渇が国際社会において喫緊の課題として挙げられる中、循環経済に移行していく国際的な潮流は今後も変わらず、循環経済の市場拡大を日本の経済成長に取り込んでいくことが重要である。日本が世界に先駆けて線形経済から循環経済に移行し、国内で再生材が供給される環境をつくることで、日本が再生材やグリーン製品の生産拠点のマザーマーケットとなることを目指す。日本は、世界的にも高いリサイクル技術を有し、国際競争力を高めるチャンスであるとともに、天然資源小国ゆえに再生材利用の伸長は国富の流出防止や経済安全保障の改善に直結する。ゆえに、日本こそ、成長戦略として、再生材の市場構築を主体的に進めるべきである。

コメント

新規

返信

KH Koichi Hirata

【該当箇所】 P12 III-1.●簡条書の下側段落1~2行目並びにP13 1~2行目 "天然資源強国"に関する記述については、定性的なイメージとしては理解を致します。 【意見内容】 一見するとインセンディアリー (扇動的な) な記述にも読めますが、方向性としては同意します。

前出と同じ趣旨とはなりますが、(正案)から(案)をとる...つまりはサナギが幼虫から成虫になる「羽化(うか)」を迎える準備として、論点の整理整頓(整理: 要らないものを削ぎ落とすこと/整頓: 要るものだけにしてから使い易く、わかり易く並べ替えるさま)を下記についてお願いします。

(記) い) "天然資源強国に集中する「富」とはなにか? GDP? GNI?それとも製品のライフサイクル上にあるスマイルカーブの利益率獲得か?

る) "地政学的リスクに直結"とは具体的にどういうことか? 前出のごとく、中国と中国との為政連関が強いアフリカ圏にてのレアアースやレアメタルの政治的事由による禁輸措置について、我が国は「小型家電リサイクル法」で民主国家的手法で対応を、そして都市鉱山というネーミングで、消費者の意識改革と「価値があるモノなので、いわゆる大型家電リサイクル法の捨てる時にはお金がかかる!のイメージを払拭し、基本的に置きにすれば、消費者にとっては無料回収!」を定着させました。なので...再生資源に供することができる物や再生資源商材の輸出や国際循環を"国富の流失"という前に、レアアース&レアメタルの次にくる、そして再生資源化によるカバーリングができない...「は・み・ね・N窒素・Pリン・K酸カリ」について、個別法整備で手当てをし、その流れでの「次なる流出国富はなんなのか?そして流出とはどんな状態であって、どんな結果をもたらすのか?」をわかり易く国民に知らしめて頂きたく思います。

は) "環境・労働規制が緩い第三国に需要が流出するリスク"は扇動的ではなく、ほぼファクトとエビデンスの提示と例示が可能と思われます。その意味においては賛同します。ただし一点、「労働規制が緩いことによる低廉な価格の不当性は、SDGsの17パネルへの理解浸透も深まったいま、その極端な奴隷労働や児童労働は、環境側面からの追求ではなく、人権問題の追求で(例えば英国の現代奴隷(どれい:スレヴリーというショッキングな名称にインパクトがありました)、そして安全保障上の脅威を排除する目的での認証規制など。Green調達ではなくclean調達のほうが、即効性があるように感じます。海外からの労働賃金が低いことを背景とした不当廉価なバージン原料の流入の対策として、ガットとの脱み合いと他での意図返しに戦々恐々としているよりは、かなり現実敵だと勘案致します。

また、経済安保の為政は、とても賛同致します。そのうえで、再生資源に供することができるマテリアルや再生資源商材の海外市場向けのビジネス展開が、国富と流出となる...そんな誤解曲解は回避すべきと強くおもいます。残念ながら世界を含め、G7&B7の諸国は、経済停滞や減速経済、人口とともにある意味仕方のない国力の漸減に際して、スケープゴートな標的を探し、必要以上にそれを、たとえそれが一定程度の悪玉でも、「諸悪の権現はいつだ)とするヒステリー曲線をトレースしてしまいます。ローマテリアルにあたる商材であれば、その流出は「必要なものが国内から他国にながれてしまう危惧と懸念」を抱えています。しかしながら、当該本案について、巷間ささやかれているような「我が国の国内マーケットには見向きもされず、ある意味海外に活路を設けていた廃プラスチック類の輸出に対して、それを国富の流出としてあざけり、国内のユーザーにインセンティブで吊ったところで、国内に市場ができるわけもなく...」とのサモアリナンな理解は、条件を整え払拭すべきだと強く思います。「あるべき姿」と「なりたい姿」の玉石混淆はなんとしても回避するべきです。なんでもかんでも安全保障の美名や喫緊の課題となる気候変動を冠についての人質解釈は、そのものの論理破綻と市場の神の手による成敗、そしてなによりもそんな解釈自体が持続可能ではありませんから

また、多くのビジネスとより多くの賛同者を得るためには、「上記のとおり」からはじまる文章の後段、つまりは纏め箇所、「線形経済が、国富、産業競争力、経済安全保障を損なう結果となっている」は説明不足と言わざるを得ない。動機づけをおこなう文章であるから立体的工夫を費やして頂くことを望む。そうでないと、では「循環経済になると、国富、産業競争力、安全保障を損なわないんだな」という短絡的な思考へのメッセージと受け取る企業や国民が現れてしまうかもしれない、循環経済とその周辺領域も含めた循環利用型社会は、外部と内部の不経済を包摂しつつ、ベストミックスを構築せねばならない。崇高で未曾有な場面を無尽蔵な機会の創出にするためにも、このあたりの通正理解は重要と勘案する。

2024/08/10 22:32

返信

ムワークを策定し、リスクと機会を特定することで、各企業がサーキュラリティのための優先事項を決定し、目標を設定することである。CTI のフレームワークは、企業の管理範囲内でのマテリアルフローの評価を基本として、資源の効率性に関する指標と循環型ビジネスによる付加価値の評価を組み合わせている。

図 10 WBCSD Circular Transition Index(v4)における指標群

III.資源循環経済小委員会での制度見直しにあたっての視点・考え方

1.線形経済の問題点

- 素材:グリーンで資源リスクの低い素材への適切な評価がなく、価格が高いため、製品メーカーに調達してもらえない。安価なバージン品に依存、国富流出や資源リスクに晒され続ける。
- 製品:完成品市場での国際的な競争圧力に晒されており、追加的なコストを支払ってグリーンで資源リスクの低い素材を調達しても、消費者に購入してもらえない。
- 消費:変わりにくい消費行動(環境価値が可視化されていない、新品・所有への根強いこだわり)。このため、非所有型の as a Service 市場や二次流通市場の発達は一部の製品に限られ、資産効率の改善余地(長期利用・稼働率改善・資産価値向上)が大きい。

上記のとおり、線形経済は「天然資源強国」に富が集中し、資源調達に係る地政学的リスクに直結する。また、環境価値が適切に評価されなければ、環境・労働規制が緩い第三国に需要が流出するリスクがある(底辺への競争)。線形経済が、国富、産業競争力、経済安全保障を損なう結果となっている。

気候変動や天然資源の枯渇が国際社会において喫緊の課題として挙げられる中、循環経済に移行していく国際的な潮流は今後も変わらず、循環経済の市場拡大を日本の経済成長に取り込んでいくことが重要である。日本が世界に先駆けて線形経済から循環経済に移行し、国内で再生材が供給される環境をつくることで、日本が再生材やグリーン製品の生産拠点のマザーマーケットとなることを目指す。日本は、世界的にも高いリサイクル技術を有し、国際競争力を高めるチャンスであるとともに、天然資源小国ゆえに再生材利用の伸長は国富の流出防止や経済安全保障の改善に直結する。ゆえに、日本こそ、成長戦略として、再生材の市場構築を主体的に進めるべきである。

2.資源生産性の向上

成長志向型の資源自律経済の確立のためには、資源生産性(一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される便益)を向上していくことが重要である。資源生産性の向上とは、製品

コメント

新規

は) "環境・労働規制が緩い第三国に需要が流出するリスク"は扇動的ではなく、ほぼファクトとエビデンスの提示と例示が可能と思われます。その意味においては賛同します。ただし一点、「労働規制が緩いことによる低廉な価格の不当性は、SDGsの17パネルへの理解浸透も深まったいま、その極端な奴隷労働や児童労働は、環境側面からの追求ではなく、人権問題の追求で(例えば英国の現代奴隷(どれい:スレヴリーというショッキングな名称にインパクトがありました)、そして安全保障上の脅威を排除する目的での認証規制など。Green調達ではなくclean調達のほうが、即効性があるように感じます。海外からの労働賃金が低いことを背景とした不当廉価なバージン原料の流入の対策として、ガットとの睨み合いと他での意趣返しに戦々恐々としているよりは、かなり現実敵だと勘案致します。

また、経済安保の為政は、とても賛同致します。そのうえで、再生資源に供することができるマテリアルや再生資源商材の海外市場向けのビジネス展開が、国富と流出となる...そんな誤解曲解は忌避すべきと強くおもいます。残念ながら世界を含め、G7&B7の諸国は、経済停滞や減速経済、人口とともにある意味仕方のない国力の漸減に際して、スケープゴートな標的を探し、必要以上にそれを、たとえそれが一定程度の悪玉でも、「諸悪の権現はあいつだ」とするヒステリー曲線をトレースしてしまいます。ローマテリアルにあたる商材であれば、その流出は「必要なものが国内から他国にながれてしまう危惧と懸念」を抱えています。しかしながら、当該本案について、巷間ささやかれているような「我が国の国内マーケットには見向きもされず、ある意味海外に活路を設けていた廃プラスチック類の輸出に対して、それを国富の流出としてあざけり、国内のユーザーにインセンティブで吊ったところで、国内に市場ができるわけもなく...」とのサモアリナンな理解は、条件を整え払拭すべきだと強く思います。「あるべき姿」と「なりたい姿」の玉石混淆はなんとしても回避するべきです。なんでもかんでも安全保障の美名や喫緊の課題となる気候変動を冠についての人質解釈は、そのものの論理破綻と市場の神の手による成敗、そしてなによりもそんな解釈自体が持続可能ではありませんから

また、多くのビジネスとより多くの賛同者を得るためには、「上記のとおり」からはじまる文章の後段、つまりは纏め箇所、「線形経済が、国富、産業競争力、経済安全保障を損なう結果となっている」は説明不足と言わざるを得ない。動機づけをおこなう文章であるから立体的工夫を費やして頂くことを望む。そうでないと、では「循環経済になると、国富、産業競争力、安全保障を損なわないんだな」という短絡的な思考へのメッセージと受け取る企業や国民が現れてしまうかもしれない、循環経済とその周辺領域も含めた循環利用型社会は、外部と内部の不経済を包摂しつつ、ベストミックスを構築せねばならない。崇高で未曾有な場面を無尽蔵な機会の創出にするためにも、このあたりの適正理解は重要と勘案する。

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P13 III-1.3~9行目

"気候変動や天然資源の枯渇が国際社会において喫緊の課題"に関する記述については、方向性(ベクトル)として下記の項目は、大いに賛同致します。

【意見内容】

- い) 循環経済への移行が国際的な潮流であること(環境の世紀となった2000年以降現在、そして未来まで)
- ろ) 循環経済市場拡大のフェーズを日本の経済成長に組み込んでいくこと(南川環境事務次官、つまりはRIOサミットにての「環境技術立国宣言」立案から現在まで続く旗印です)
- は) 日本が世界に先駆けて線形経済から循環経済に移行していくこと(前出の3R推進施策はもちろん、平成3年1991年の廃棄物処理法(廃掃法)の目的改正に「廃棄物の発生抑制し...」を追記したその先進性を自信と矜持に国際舞台での議論に臨んで頂きたい)
- に) 日本が再生材やグリーン製品の生産拠点のマザーマーケットになること(課題はマザーマーケットとは何を指すのかで、入りのマザーマーケットなのか(つまりは供給源提供側)、出口のマザーマーケット(つまりは需要消費利用側)なのか)
- ほ) 日本が世界的にも高いリサイクル技術を有していること(「MOTTAINAIが国際語」になったように、またある意味国民性が3Rとの親和性がたかいたいように。だからこそ、有効有用な政策の適宜投下が推進力になると考えます)
- へ) 国際競争力を高めるチャンスであること(未曾有な機会と無尽蔵の市場獲得のチャンスであると考えます)
- と) 天然資源小国であること(これはその通りの自明ですが、天然資源小国なので再生資源大国になるう!のロジックを整えていきたいと思ひます)

ただし、下記については、「ゆえ」と「ゆえに」への道程と「あるべき」の言質に、いま一層のロジックの整理をして、企業市民も消費者市民も巻き込んだ、良い意味での国民運動にしなければ、いまだに画餅か壁に貼った標語の域を脱せずには、先進なのに後塵を浴びるになりかねません)

- ち) 再生材利用の伸長が国富の流出防止にどう直結していくのか?
- り) 再生材利用の伸長が経済安全保障の改善にどう直結していくのか?
- ぬ) 日本こそ成長戦略として再生材の市場構築を主体的に進めるべき市場構築は供給サイドからみた市場拡大なのか?需要サイドからみた市場拡大なのか?それともその双方なのか?需要と供給は相対するものであるからそのエンハンスに対して、どうアプローチをしていくのか?

2024/08/17 12:35

返信

争力を高めるチャンスであるとともに、天然資源小国ゆえに再生材利用の伸長は国富の流出防止や経済安全保障の改善に直結する。ゆえに、日本こそ、成長戦略として、再生材の市場構築を主体的に進めるべきである。

2. 資源生産性の向上

成長志向型の資源自律経済の確立のためには、資源生産性(一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される便益)を向上していくことが重要である。資源生産性の向上とは、製品

の付加価値の向上と、持続可能性が担保されない天然資源消費量の抑制を目指す方向である。

製品の付加価値の向上に関しては、イノベーションを通じた製品の高機能化と、ビジネスモデルの変革を通じた製品の効率的利用が鍵となる。製品の高機能化については、産業政策やイノベーション政策を通じて、企業の技術開発や、バイオものづくり等の新産業の創出を政府として強力に後押ししていく。製品の効率的利用については、価値の源泉が「モノ」から「ヒト(人材)」「データ」に移っていく中で、循環経済政策を通じて、ヒト・モノ・カネ・データの有機的な循環による「価値循環」を実現していく。製品の製造・販売・利用・維持・補修・再利用のあり方を社会的に最適化するための革新的なビジネスモデルの創出を支援することが重要である。

持続可能性が担保されない天然資源の消費量の抑制のためには、省資源化、製品寿命・耐久性の向上、再生材やバイオ材の利用拡大、循環配慮設計等を総合的に進めていく必要がある。また、再生資源を利用しつつ従来と同じ機能を維持するという使いこなし技術の高度化も必要である。現在の制度では、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下、資源法)及び関連する政省令において、事業者は製品の設計の段階から 3R に配慮することが定められており、例えば、指定省資源化製品について原材料等の使用の合理化や長期間の使用の促進等、指定再利用促進製品について原材料や構造の工夫等が規定されている。しかし、指定省資源化製品や指定再利用促進製品については、特に優れた設計を認定するような制度設計にはなっていない。さらに「再生資源の利用については、特に循環が必要な資源

コメント

新規

ただし、下記については、“ゆえ”と“ゆえに”への道程と“あるべき”の言質に、いま一層のロジックの整理をして、企業市民も消費者市民も巻き込んだ、良い意味での国民運動にしなければ、いまだに画餅か壁に貼った標語の域を脱せずには、先進なのに後塵を浴びるになりかねません)

ち) 再生材利用の伸長が国富の流出防止にどう直結していくのか?
り) 再生材利用の伸長が経済安全保障の改善にどう直結していくのか?
ぬ) 日本こそ成長戦略として再生材の市場構築を主体的に進めるべき市場構築は供給サイドからみた市場拡大なのか? 需要サイドからみた市場拡大なのか? それともその双方なのか? 需要と供給は相対するものであるからそのエンハンスに対して、どうアプローチをしていくのか?

返信

KH

Koichi Hirata

【該当箇所】

P13 III-2.段落

“資源生産性の向上”

P13 III-3.段落

“自律的な循環経済の促進に向けた環境整備”

P14 III-4.段落

“製品の効率的利用・CEコマース促進”

P14 III-5.段落

“製品設計の高度化”

(1)循環配慮設計の推進

P14 III-5.段落

“製品設計の高度化”

(2)「再生資源」の流通促進

A)需要と供給との平仄のとれた取組の必要性

P15 III-5.段落

“製品設計の高度化”

(2)「再生資源」の流通促進

B)量の確保

P15 III-5.段落

“製品設計の高度化”

(2)「再生資源」の流通促進

C)質の確保

【意見内容】

制度設計時には前出の意見をご勘案頂き、良好に変化するよう検討を強く望みます。タイトルIII-5-(2)-A)に記述があるように、「平仄(ひょうそく)つじつまを、正に議論の入り口から議論の出口まで貫く条理とつじつまを確保して頂きたく思います。つまりは複数の項目について、どれが幹で、どれが枝葉で、どの葉っぱは常緑で、どの葉っぱは落葉か、全体像は全体最適で、個々の部分最適を単に集合させただけに留まらずに、矛盾がない状態若しくは矛盾を矛盾と認識し、全体的には管理されている揺るぎない理論武装を終えた状態」を確保ください。

2024/08/17 12:38

返信

強化を図ること、再生資源の活用による資源の削減が可能になると同時に、資源の循環や促進 策の強化が必要である。

IV.「資源生産性」の向上に向けた施策

1. 自律的な循環経済の促進に向けた環境整備

(1) 循環指標ガイドラインの策定 サークュラーエコノミーの実現において重要な循環指標(省資源化、製品寿命・耐久性の向上、再生材やバイオ材の利用拡大、循環配慮設計等)を整理し、企業における循環実態の可視化・モニタリングや自主的なディスクロージャーを推進するため、「循環指標ガイドライン」を策定する。(CE サステナブルファイナンスガイダンスとの連動等も検討)

2. ビジネスモデルの革新(「製品」の効率的利用・CE コマース促進)

(1) CE コマースの制度化

資源生産性向上や炭素中立、消費者安全といった観点から望ましい CE コマースのベストプラクティスを標準化することで、業界の健全な発展を促す。このため、製品の一次・二次流通における長期的利用を促す業種として、CE コマースの制度化を検討する(業種指定と判断基準の設定)。特に高いレベルの CE コマースの差別化(ラベリング制度等)については、それぞれの業種の特性を踏まえつつ、CPs において検討する。

(2) トレーサビリティ促進のための表示制度の導入

特定の耐久財に対して、製造事業者とサードパーティとの間で適切に資源循環に関する情報や販売・修理の履歴等を共有することを可能とするため、資源法に基づく指定表示製品に長期利用が望ましい製品を追加し、表示の標準にトレーサビリティのための個別識別子の表示を追加することを検討する。

コメント

新規

“資源生産性の向上”

P13 III-3.段落
“自律的な循環経済の促進に向けた環境整備”

P14 III-4.段落
“製品の効率的利用・CEコマース促進”

P14 III-5.段落
“製品設計の高度化”
(1)循環配慮設計の推進

P14 III-5.段落
“製品設計の高度化”
(2)「再生資源」の流通促進
A)需要と供給との平仄のとれた取組の必要性

P15 III-5.段落
“製品設計の高度化”
(2)「再生資源」の流通促進
B)量の確保

P15 III-5.段落
“製品設計の高度化”
(2)「再生資源」の流通促進
C)質の確保

【意見内容】

制度設計時には前出の意見をご提案頂き、良好に変化するよう検討を強く望みます。タイトルIII-5-(2)-A)に記述があるように、「平仄(ひょうそく)つじつまを、正に議論の入り口から議論の出口まで貫く条理とつじつまを確保して頂きたく思います。つまりは複数の項目について、どれが幹で、どれが枝葉で、どの葉っぱは常緑で、どの葉っぱは落葉か、全体像は全体最適で、個々の部分最適を単に集合させただけに留まらずに、矛盾がない状態若しくは矛盾を矛盾と認識し、全体的には管理されている揺るぎない理論武装を終えた状態」を確保ください。

返信

KH Koichi Hirata

章立てIVへの該当箇所への意見内容については、前出のI.IIとは異なるスタンスという視点、視座、視界、視程を備えることが必須です。なぜならIIIの章立ては、今後(仮案)から(正案)、(案)が取れてのハードLAW若しくはソフトLAWに立法展開・行政展開するにあたり、具体的なインセンティブの与え方とその対象や忌避規制をすべしな、つまりは目的を毀損する排除排斥すべき経済活動を区分けしていくステージとなるからです。言い換えれば、当該中間とりまとめが、題目タイトル(掲題でもよいが)に掲げた“成長志向型”の「成長」たる所以、それと“資源自律”の「自律」たる所以については、その定義についてGDPやGNI(旧来呼称でいうところのGNP)の境界線とその積み上げのための経済政策そのものの組み立てに踏み込んでいくものであるから。就中、巷間伝聞情報のごとく、“廃棄物由来の再生資源化若しくは再生資源商材を海外市場に投入していくことは国富の流出であり、その流血をまず止め、その後に行き場を失った再生資源化ビジネスが高度化されて、国内に見向きもされるような再生資源化商材となって、国内循環が勃興していく”ような流言飛語を抑制して、本来の“あるべき姿”に突き進むことが必須であるからと考えます。

2024/08/17 12:40

編集

返信

強化を図ることで、再生材の利用拡大、循環配慮設計等)を促進 策の強化が必要である。

IV.「資源生産性」の向上に向けた施策

1. 自律的な循環経済の促進に向けた環境整備

(1) 循環指標ガイドラインの策定 サークュラーエコノミーの実現において重要な循環指標(省資源化、製品寿命・耐久性の向上、再生材やバイオ材の利用拡大、循環配慮設計等)を整理し、企業における循環実態の可視化・モニタリングや自主的なディスクロージャーを推進するため、「循環指標ガイドライン」を策定する。(CE サステナブルファイナンスガイダンスとの連動等も検討)

2. ビジネスモデルの革新(「製品」の効率的利用・CE コマース促進)

(1) CE コマースの制度化
資源生産性向上や炭素中立、消費者安全といった観点から望ましい CE コマースのベストプラクティスを標準化することで、業界の健全な発展を促す。このため、製品の一次・二次流通における長期的利用を促す業種として、CE コマースの制度化を検討する(業種指定と判断基準の設定)。特に高いレベルの CE コマースの差別化(ラベリング制度等)については、それぞれの業種の特性を踏まえつつ、CPs において検討する。

(2) トレーサビリティ促進のための表示制度の導入

特定の耐久財に対して、製造事業者とサードパーティとの間で適切に資源循環に関する情報や販売・修理の履歴等を共有することを可能とするため、資源法に基づく指定表示製品に長期利用が望ましい製品を追加し、表示の標準にトレーサビリティのための個別識別子の表示を追加することを検討する。

コメント

新規

【意見内容】
上記該当箇所については、環境の世紀になって製造加工流通、メンテナンス&リプレイスメント、処理再生の各行程(行程とは淀みなく欠落なく連続する工程の意味)にて、慣れ親しんだ「環境配慮設計の循環版」を「なりたい姿ではなくあるべき姿」を念頭に、制度設計と行政運用を廻りたく思います。目新しい単語である「循環配慮設計」はスタンドアロンの「循環のみに配慮した環境配慮設計」ではなく、「循環をも配慮しているアップデートされた(それでもあくまで環境配慮設計の一つの仕様であること)環境配慮設計」であることが、極めて大事な要諦と考えます。

また、現在の廃棄されたプラスチックの再資源化行為が、国内市場と海外市場にての国際循環を統計処理されたものが、一般社団法人 プラスチック循環利用協会にて公表されています。それによると、小職試算とはなりますが

①資源プラ輸出(年間) 1,310,000(t/年) かける70,000(円/t) = 91,700,000,000

917億円市場
就業人口はおおよそ2万人

②プラスチック廃棄物処理費(年間) 8,240,000 (t/年) かける100,000 = 824,000,000,000 8,240億円市場

就業人口はおおよそ20万人

③国内リサイクル(年間) 400,000(t/年) かける 100,000 = 40,000,000,000

400億円市場
就業人口はおおよそ1万人

と推計します。となると巷間言われている噂通り、つまりは「経済安保の掛け声に押され、国富の流出防止の観点で、再資源化に資するマテリアルとなる廃プラスチックの輸出を閉めて、国内循環への商材化(当然ながら品質要求値は歩み寄ったとしても高く高品質化は必須)して回すとなると。下記のような、「壮大な計画経済」へ踏み込んでいくことになると予想します。

2024/08/17 12:49

編集

返信

KH Koichi Hirata

【該当箇所】
P18 V-段落
“V今後の課題”

【意見内容】

当該V章は“今後についての課題”であるも、前出のIV章の市場規模試算を踏まえて、総括をさせていただきます。

総括

現在(2022)にての統計数字となる、国内市場400億円に、海外市場にて外貨獲得していた917億円を背をわせる。国内市場は、海外市場に比較して、新しいマーケットであるから、当然のごとく、初手は要求される性能が高いと想定します。となると高品質化へのコスト投入とそれでも買い手がつかない商材崩れは、現在でも8,240億円のマテリアル再生されずにいる廃棄物処理のルートへ流れていくしかありません。廃棄物処理は環境負荷を低くすべく技術革新はなされているものの、いわゆる再生ルートよりは劣ります。となると、この姿は“あるべき姿”でも“なりたい姿”でもありません。となれば、“それが目的若しくは目標であるならば”...相当な長いスパンでのロードマップと、道程を確実に管理する廃棄物処理関連法との綿密な連関をして臨むほか手段はないと考えます。

【根拠/出典/エビデンス/参考情報】
一般社団法人 プラスチック循環利用協会 プラスチックのマテリアルフロー図 2022
・国内プラスチック循環まとめ
・プラスチックのマテリアルフロー図(一般社団法人 プラスチック循環利用協会)
・フロー図 構成要素の詳細(一般社団法人 プラスチック循環利用協会)
<https://www.pwmi.or.jp/pdf/panf2.pdf>

た評価項目により整理し、可視化を促すことで、再生材利用者の品質要求に合う再生プラスチック市場の活性化を目指す。

B) 再生資源供給産業の育成

リサイクル事業者を「再生資源供給産業」として成長産業とすることを目指し、第 213 回通常国会で成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の実施状況及び国内需要向けの再生材の供給動向を注視し必要な措置を講ずるとともに、各種法令に基づく再資源化について必要な規制のあり方及び促進策について議論が必要である(小電法、プラ法、資源法等)。

C) 再生材に関する認証制度の導入

再生材の品質や安定供給に対する需要側の懸念を払拭し、再生材に関する健全な取引環境を整備するため、適切な品質マネジメント体制の下で再生材を供給する事業者を認証するプロセス認証制度や、再生材であることの確かさを担保する認証制度を導入することを検討(認証機関を指定する等)。日本の強みである高品質な再生材が国際的な競争力を得るためには、再生材の国際認証を念頭に入れて検討することが重要である。

V. 今後の課題

資源循環経済政策は、上記の取組を総合的に進めていくことが重要であるが、特にボトルネックとなるのが再生材の市場拡大である。ボトルネックを解消するためには、再生材の供給促進、製品メーカーによる再生材の調達、消費者の行動変容を一体的に進めなければならない。再生材の供給については、再生材の品質を高める技術の向上が課題であり、イノベーションが欠かせない。政府としても、技術開発や設備投資を強力に支援していく。再生材の利用義務については、定量的な目標設定の必要性についても本委員会内で指摘があったところ、それぞれの業界の特性を考慮し、目標設定が可能な業界から取り組んでいくことが重要

コメント

新規

また、現在の廃棄されたプラスチックの再資源化行為が、国内市場と海外市場にての国際循環を統計処理されたものが、一般社団法人 プラスチック循環利用協会にて公表されています。それによると、小職試算とはなりますが

①資源プラ輸出 (年間) 1,310,000(t/年) かける70,000(円/t) = 91,700,000,000

917億円市場
就業人口はおおよそ2万人

②プラスチック廃棄物処理費 (年間) 8,240,000 (t/年) かける100,000 = 824,000,000,000 8,240億円市場

就業人口はおおよそ20万人

③国内リサイクル (年間) 400,000(t/年) かける 100,000 = 40,000,000,000

400億円市場
就業人口はおおよそ1万人

と推計します。となると巷間言われている噂通り、つまりは「経済安保の掛け声に押され、国富の流出防止の観点で、再資源化に資するマテリアルとなる廃プラスチックの輸出を閉めて、国内循環への商材化(当然ながら品質要求値は歩み寄ったとしても高く高品質化は必須)して回すとなると。下記のような、「壮大な計画経済」へ踏み込んでいくことになると予想します。

返信

KH Koichi Hirata

【該当箇所】
P18 V-段落
"V今後の課題"

【意見内容】

当該V章は"今後についての課題"であるも、前出のIV章の市場規模試算を踏まえて、総括をさせていただきます。

総括

現在(2022)にての統計数字となる、国内市場400億円に、海外市場にて外貨獲得していた917億円を背をわせる。国内市場は、海外市場に比較して、新しいマーケットであるから、当然のごとく、初手は要求される性能が高いと想定します。となると高品質化へのコスト投入とそれでも買い手がつかない商材崩れは、現在でも8,240億円のマテリアル再生されずにいる廃棄物処理のルートへ流れていくしかありません。廃棄物処理は環境負荷を低くすべく技術革新はなされているものの、いわゆる再生ルートよりは劣ります。となると、この姿は"あるべき姿"でも"なりたい姿"でもありません。となれば、"それが目的若しくは目標であるならば"...相当な長いスパンでのロードマップと、道程を確実に管理する廃棄物処理関連法との綿密な連関をして臨むほか手段はないと考えます。

【根拠/出典/エビデンス/参考情報】
一般社団法人 プラスチック循環利用協会 プラスチックのマテリアルフロー図 2022
・国内プラスチック循環まとめ
・プラスチックのマテリアルフロー図(一般社団法人 プラスチック循環利用協会)
・フロー図 構成要素の詳細(一般社団法人 プラスチック循環利用協会)
<https://www.pwmi.or.jp/pdf/panf2.pdf>

2024/08/17 12:51

返信